



第140回 定時株主総会招集ご通知

日時

2016年6月29日(水曜日)
午前10時〈受付開始／午前8時50分(予定)〉

場所

大阪府立体育会館
(エディオンアリーナ大阪)
第一競技場

目次

第140回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
添付書類	
事業報告	33
連結計算書類	58
計算書類	61
監査報告書	64
(ご参考)	
トピックス	67
株式等について	69
電磁的方法(インターネット等)による 議決権行使について	70

株主各位

大阪府中央区道修町四丁目1番1号
武田薬品工業株式会社
代表取締役社長 クリストフ ウェバー

第140回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月の熊本地震により被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

さて、当社第140回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2016年6月28日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 **2016年6月29日(水曜日) 午前10時**〈受付開始/午前8時50分(予定)〉

2. 場 所 大阪市浪速区難波中三丁目4番36号
大阪府立体育会館(エディオンアリーナ大阪)第一競技場

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。)

3. 株主総会の目的事項

報告事項

- 第139期(2015年4月1日から2016年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
- 会計監査人および監査役会の第139期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|--------------------------------------|---|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 第6号議案 監査等委員である取締役に対する報酬額決定の件 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬等の額および内容決定の件 |
| 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)11名選任の件 | 第8号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件 |
| 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 | 第9号議案 取締役賞与の支給の件 |
| 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する報酬額決定の件 | |

多数の株主様のご出席が予想されますので、収容人数の大きな会場の確保を優先いたしました結果、2016年6月29日の開催とさせていただきます。

議決権行使のご案内



株主総会へご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

日 時 2016年6月29日(水曜日) 午前10時〈受付開始/午前8時50分(予定)〉



書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
以下の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2016年6月28日(火曜日) 午後5時30分到着分まで



電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合

70頁に記載の「電磁的方法(インターネット等)による議決権行使について」をご確認くださいまして、画面の案内にしたがって、以下の行使期限までに、議案に対する賛否のご入力を完了してください。

行使期限 2016年6月28日(火曜日) 午後5時30分入力完了分まで

議決権行使の取扱いについてのご案内

- (1) 書面と電磁的方法(インターネット等)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず電磁的方法(インターネット等)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法(インターネット等)により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネットによる開示について

- 次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページに掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表会計監査人および監査役が監査した連結計算書類、計算書類は、第140回定時株主総会招集ご通知添付書類に記載した各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載させていただきます。

» 当社ホームページ <http://www.takeda.co.jp/investor-information/meeting/>

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、成長戦略を着実に実行すると共に、一層の資金効率向上に努め、持続的な収益力とキャッシュ創出力の向上に取り組みます。また、資金の用途については、健全な財務基盤のもと、パイプラインや基盤技術に対する研究開発投資、成長ドライバーの強化に資する事業開発機会および配当と自己株式取得による株主還元に対して、バランスよく配分してまいります。

このような方針のもと、当期の剰余金の処分ににつきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- | | |
|---|--|
| <p>1 配当財産の種類
金銭</p> | <p>2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金90円 総額71,112,342,060円</p> |
| <p>3 剰余金の配当が効力を生じる日
2016年6月30日</p> | <p>(ご参考) 年間配当金は、1株につき、中間配当金90円と合わせ、180円(前期と同額)となります。</p> |

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

当社は、本変更により、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、「改正会社法」といいます)により創設された「監査等委員会設置会社」に移行し、併せて取締役会における社外取締役の構成比と多様性をさらに高めてまいりたいと存じます。

これにより、監査等委員が取締役として取締役会での議決権を有し、これを適切に行使すること、また、取締役会の相当比率を占める多様な社外取締役を置くことで、経営の監督機能の強化を図り、もって意思決定の透明性・客観性の向上を図るとともに、監査等委員会設置会社の取締役会に認められた業務執行にかかる決定権限の委譲を図り、当社の志向する取締役会と代表取締役との間の適切かつ効率的な役割分担を実現したいと考えております。

即ち、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図りつつ、業務執行にかかる意思決定のさらなる迅速化を実現し、これによりグローバルに事業を展開する世界の主要企業と遜色ない意思決定体制を整えたいと存じます。

本変更は、上記の考え方に基づくものでありますが、各規定の変更についての具体的な理由は、以下のとおりであります。

- ①監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うとともに(変更案第4条、第17条、第18条第1項、第19条、第20条、第22条、第25条第1項ならびに現行定款第22条第2項および第28条乃至第34条)、機動的な意思決定および業務執行を行うことを可能とするため、取締役会への権限委譲に関する変更案第24条を新設し、併せて相談役および顧問の委嘱について取締役会決議を必要とする旨定める現行定款第27条を削除するものであります。
- ②株主への利益還元を機動的に実施できるよう、自己株式の取得や剰余金の配当等の決定を取締役会決議により行うことを可能とする変更案第29条を新設するとともに、自己株式の取得および中間配当の決定に関して変更案第29条と重複する内容を定める現行定款第7条および第37条を削除し、現行定款第37条のうち中間配当の基準日に関する定めを変更案第30条第

- 2項に移設するものであります。
- ③原則として、取締役会長が株主総会の議長となることを明確にするため、株主総会の招集権者および議長について定める現行定款第14条を変更するものであります。
- ④当社の社内取締役(監査等委員である取締役を除きます)の員数は今後も少数に留まると見込まれることから、副社長、専務取締役および常務取締役は当面置かないこととし、現行定款第24条第1項のうちこれらに関連する文言および同条第4項を削除するとともに、取締役会の運営の柔軟性を確保するため、取締役会の議長について定める同条第2項および第3項を変更するものであります。
- ⑤現行定款第24条第1項の変更に伴い、代表取締役の選定対象者を役付取締役に限定する現行定款第25条を変更するものであります。
- ⑥改正会社法により責任限定契約を締結することができる役員^①の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、継続的に有用な人材を確保するため、現行定款第26条第2項に定める責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものであります。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ⑦監査役の責任免除および責任限定契約にかかる現行定款第34条の削除後も、必要な期間、同条の規定に基づく責任の減免が引き続き可能であることを明確にするため、附則を設けるものであります。
- ⑧上記変更に伴い、必要となる章の番号および表題ならびに条数の調整を行うものであります。

2 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

なお、本議案による定款一部変更は、本株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 <削除> 3. 会計監査人
第5条～第6条 <条文の記載省略>	第5条～第6条 <現行どおり>
第7条 (自己株式の取得) <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	<削除>
第8条～第13条 <条文の記載省略>	第7条～第12条 <現行どおり>
第14条 (招集者および議長) 株主総会は、取締役会の決議にもとづいて、代表取締役がこれを招集しその議長となる。 <u><新設></u>	第13条 (招集者および議長) 株主総会は、取締役会の決議にもとづいて、代表取締役がこれを招集する。 <u>②株主総会の議長は、取締役会長がこれにあたる。</u>

現行定款	変更案
<p>②代表取締役が複数あるときは、前項の招集者および議長は、代表取締役のうち、あらかじめ取締役会が定めた者がこれにあたる。</p> <p>③前2項の規定にもとづき議長に定められた代表取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p>	<p><削 除></p> <p>③取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた他の取締役が株主総会の議長となる。</p>
<p>第15条～第17条 <条文の記載省略></p>	<p>第14条～第16条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会</p>
<p>第18条（取締役の数） 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>第17条（取締役の数） 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。</p> <p>②当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p>
<p>第19条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>	<p>第18条（取締役の選任） 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>② <現行どおり></p> <p>③ <現行どおり></p>
<p>第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>第19条（取締役の任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選にかかる決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>第21条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第20条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第22条（取締役会招集の通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>第21条（取締役会招集の通知） <現行どおり></p> <p>②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
	<p>第22条（監査等委員会招集の通知） 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第23条（取締役会の決議の省略） <条文の記載省略></p> <p><新 設></p>	<p>第23条（取締役会の決議の省略） <現行どおり></p>
<p>第24条（役付取締役） 取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第24条（重要な業務執行の決定の委任） 当社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>②取締役会長は、取締役会の議長となる。</p> <p>③社長は、業務を総括し、取締役会長欠員または事故あるときは、取締役会の議長となる。</p> <p>④副社長、専務取締役および常務取締役は、社長を補佐して日常の業務を処理する。</p>	<p>第25条（取締役会長および社長） 取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長1名および社長1名を定めることができる。</p> <p>②取締役会長は、取締役会の議長となる。ただし、取締役会長に欠員または事故あるときは、他の取締役が取締役会の議長となる。</p> <p>③社長は、業務を総括する。</p>
<p>第25条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって、役付取締役の中から代表取締役を選定する。</p>	<p><削 除></p>
<p>第26条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第423条第1項の取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当社は、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結することができる。</p>	<p>第26条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>第27条（相談役および顧問の委嘱） 当社は、取締役会の決議をもって、相談役または顧問を置くことができる。</p>	<p>第27条（取締役の責任免除） <現行どおり></p> <p>②当社は、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	
<p>第28条（監査役の数） 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p><削 除></p>
<p>第29条（監査役の選任） 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p><削 除></p>
<p>第30条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><削 除></p>
<p>第31条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削 除></p>
<p>第31条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削 除></p>

現行定款	変更案
<p>第32条（監査役会招集の通知） <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第33条（常勤監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第34条（監査役の責任免除） <u>当社は、会社法第423条第1項の監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>②当社は、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結することができる。</u></p>	<p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第5章 計算</p>
<p>第35条（事業年度） <条文の記載省略></p> <p><新 設></p>	<p>第28条（事業年度） <現行どおり></p> <p>第29条（剰余金の配当等の決定機関） <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>第36条（剰余金の配当の基準日） <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <新 設></p>	<p>第30条（剰余金の配当の基準日） <現行どおり> <u>②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>
<p>第37条（中間配当） <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>	<p><削 除></p>
<p>第38条（配当金の除斥期間） <条文の記載省略></p> <p><新 設> <新 設></p>	<p>第31条（配当金の除斥期間） <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等に関する経過措置） <u>2016年6月開催の第140回定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任の取締役会による免除および社外監査役（社外監査役であった者を含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第34条第1項および同条第2項の定めるところによる。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>第2条（附則の削除日） <u>本附則第1条および第2条は、2026年6月29日をもって削除する。</u></p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)11名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役 長谷川閑史、クリストフ ウェバー、本田信司、岩崎真人、アンドリュウ プランプ、數土文夫、小島順彦、坂根正弘の8名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役6名を含む取締役(監査等委員である取締役を除く)11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

は せ が わ
長谷川

や す ち か
閑 史

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)

148,148株
(23,548株)



(1946年6月19日生)

取締役会への出席状況

14 / 14回

社 内

再 任

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

- 1970年 4月 当社入社
- 1998年10月 当社コーポレート・オフィサー医薬国際本部長
- 1999年 6月 当社取締役
- 2001年 6月 当社経営企画部長
- 2002年 4月 当社事業戦略部長
- 2003年 6月 当社代表取締役社長
- 2011年 4月 公益社団法人経済同友会代表幹事
- 2014年 4月 当社チーフ エグゼクティブ オフィサー
- 2014年 6月 当社代表取締役 取締役会長
- 2015年 6月 当社取締役会長(現在に至る)
- 2015年 6月 東京電力株式会社(現東京電力ホールディングス株式会社) 社外取締役(現在に至る)

取締役候補者とした理由

長谷川閑史氏は、1999年6月に取締役に就任、2003年6月に代表取締役社長に就任し、当社経営のグローバル化を強力に推進してまいりました。また、2014年6月からは取締役会長として、グローバル化を続ける当社経営全般を監督しております。

当社は、同氏の当社での45年以上におよぶ豊富な業務経験とグローバル経営を監督する知見が引き続きグローバル企業への変革を続ける当社の取締役会にとって不可欠であると判断し、同氏を取締役候補者としたく存じます。

候補者
番号

2 クリストフ ウェバー (Christophe Weber)

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)

114,247株
(101,547株)



(1966年11月14日生)

取締役会への出席状況

14
/ 14回

社 内

再 任

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

- 2008年 5月 グラクソ・スミスクライン社 アジア太平洋地域担当上級副社長兼ディレクター
- 2012年 4月 グラクソ・スミスクライン ワクチン社 社長兼ゼネラルマネジャー
- 2012年 4月 グラクソ・スミスクライン バイオリジカルズ社 CEO
- 2012年 4月 グラクソ・スミスクライン社 コーポレート エグゼクティブ チームメンバー
- 2014年 4月 当社チーフ オペレーティング オフィサー
- 2014年 4月 当社コーポレート・オフィサー
- 2014年 6月 当社代表取締役社長(現在に至る)
- 2015年 4月 当社チーフ エグゼクティブ オフィサー(現在に至る)

取締役候補者とした理由

クリストフ ウェバー氏は、2015年4月より代表取締役社長兼CEOとして、当社が患者さんや医療関係者を中心に考え、人材育成力、グローバルレベルの研究開発力、財務規律の高さを併せ持つグローバル組織として、機動的でベスト・イン・クラスかつ、持続的で利益率の高い企業を目指して変革を進めるなかで、中心的な役割を果たしております。

当社は、グループ経営全般を統括し、変革を推進する同氏の手腕を高く評価しており、同氏が経営をさらに推進することが、当社とそのステークホルダーにとって最善であると考え、同氏を取締役候補者としたく存じます。

候補者
番号

3 ほん だ しん じ
本 田 信 司

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)

19,311株
(9,273株)



(1958年5月26日生)

取締役会への出席状況

14 / 14回

社 内

再 任

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

- 1981年 4月 当社入社
- 2008年 6月 当社海外事業推進部長
- 2009年 4月 武田ファーマシューティカルズ・ノースアメリカ Inc. (現武田ファーマシューティカルズ USA Inc.)社長
- 2011年 6月 当社コーポレート・オフィサー
- 2011年 6月 武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル Inc. チーフ インテグレーション オフィサー
- 2012年 4月 当社経営企画部長
- 2013年 6月 当社取締役
- 2013年 6月 武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル Inc. 社長(現在に至る)
- 2014年 6月 当社専務取締役(現在に至る)
- 2015年 4月 当社コーポレート ストラテジー オフィサー(現在に至る)

取締役候補者とした理由

本田信司氏は、2013年6月に取締役に就任、2014年6月から専務取締役に就任するとともに、2015年4月からコーポレート ストラテジー オフィサーとして、タケダグループの全社戦略・ガバナンス、事業開発等にかかる機能を統括しております。
当社は、同氏の当社における豊富な業務経験と知見がグローバル企業への変革を続ける当社の取締役会にとって不可欠であると判断し、同氏を取締役候補者としたく存じます。

候補者
番号4 いわ さき まさ と
岩 崎 真 人所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく)
交付予定株式の数9,670株
(5,574株)

(1958年11月6日生)

取締役会への出席状況

14 / 14回

社 内

再 任

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

- 1985年 4月 当社入社
- 2008年 4月 当社製品戦略部長
- 2010年 6月 当社コーポレート・オフィサー
- 2012年 1月 武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル Inc. CMSO オフィス長
- 2012年 4月 当社医薬営業本部長
- 2012年 6月 当社取締役(現在に至る)
- 2015年 4月 当社ジャパン ファーマ ビジネスユニット プレジデント(現在に至る)

取締役候補者とした理由

岩崎真人氏は、2012年6月に取締役に就任、2012年4月から医薬営業本部長、また2015年4月からジャパン ファーマ ビジネスユニット プレジデントとして、日本国内の医療用医薬品事業を統括しております。

当社は、日本国内の事業環境が大きく変化する中で、テバ・ファーマシューティカルズ社との合併会社設立に見られるように、同氏の知見と経験を当社の経営に活かすことが不可欠と考えており、同氏を取締役候補者としたく存じます。

候補者
番号

5 アンドリュー プランプ (Andrew Plump)

所有する当社株式の数
(うち、株式付与制度に基づく
交付予定株式の数)

18,796株
(18,796株)



(1965年10月13日生)

取締役就任後の
取締役会への出席状況

10
/ 10回

社 内

再 任

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

- 2007年 1月 メルク社 エグゼクティブディレクター 循環器疾患領域インテグレーター兼循環器展開医療責任者
- 2008年 1月 同社 ヴァイスプレジデント 循環器疾患領域インテグレーター兼循環器疾患早期開発・循環器展開医療責任者
- 2008年 1月 同社 ヴァイスプレジデント 循環器疾患領域グローバル探索責任者
- 2012年 7月 サノフィ社 ヴァイスプレジデント 研究・展開医療部門副責任者
- 2014年 3月 同社 シニアヴァイスプレジデント 研究・展開医療部門副責任者
- 2015年 2月 当社 次期チーフメディカル&サイエンティフィック オフィサー
- 2015年 2月 当社コーポレート・オフィサー
- 2015年 6月 当社取締役(現在に至る)
- 2015年 6月 当社 チーフメディカル&サイエンティフィック オフィサー(現在に至る)
- 2015年 6月 武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル Inc. 副社長(現在に至る)

取締役候補者とした理由

アンドリュー プランプ氏は、2015年6月に取締役に就任するとともに、チーフ メディカル&サイエンティフィック オフィサーとして、グローバルの研究開発活動全般を統括しており、現在、同氏が中心となって、グローバルレベルのイノベーションを推進するための新たな疾患領域戦略を策定し、その実現に向けた取り組みを継続しています。

当社は、同氏の研究開発にかかる知見を当社の経営に活かすことが不可欠と考えており、同氏を取締役候補者としたく存じます。

候補者
番号

6 数 土 文 夫

所有する当社株式の数

4,800株



(1941年3月3日生)

取締役会への出席状況

13 / 14回

社 外

再 任

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

- 1964年 4月 川崎製鉄株式会社(現JFEスチール株式会社)入社
- 2001年 6月 同社代表取締役社長
- 2005年 4月 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社代表取締役社長
- 2010年 6月 同社相談役
- 2010年 6月 株式会社LIXILグループ社外取締役(現在に至る)
- 2011年 4月 日本放送協会経営委員会委員長
- 2011年 6月 大成建設株式会社 社外取締役(現在に至る)
- 2011年 6月 当社社外取締役(現在に至る)
- 2012年 6月 東京電力株式会社(現東京電力ホールディングス株式会社) 社外取締役(現在に至る)
- 2014年 4月 同社取締役会長(現在に至る)
- 2014年 7月 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社特別顧問(現在に至る)

取締役候補者とした理由

数土文夫氏は、グローバルに事業を展開する会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見を有しておられます。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となりますが、取締役会で積極的にご発言いただき、社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名委員会の委員長として、同委員会においても積極的に意見を述べていただいております。

同氏のこうした資質は、グローバルに事業活動を行う当社の取締役会にとって極めて有益であると考えられることから、同氏を社外取締役候補者としてたく存じます。

候補者
番号

7 さか ね 根 まさ ひろ
坂 根 正 弘

所有する当社株式の数

600株



(1941年1月7日生)

取締役会への出席状況

14 / 14回

社 外

再 任

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

- 1963年 4月 株式会社小松製作所入社
- 2001年 6月 同社代表取締役社長
- 2007年 6月 同社代表取締役会長
- 2008年 6月 野村ホールディングス株式会社 社外取締役(現在に至る)
- 2008年 6月 野村證券株式会社 社外取締役
- 2008年 6月 東京エレクトロン株式会社 社外取締役(現在に至る)
- 2010年 6月 株式会社小松製作所取締役会長
- 2011年 3月 旭硝子株式会社 社外取締役(現在に至る)
- 2013年 4月 株式会社小松製作所取締役相談役
- 2013年 6月 同社相談役(現在に至る)
- 2014年 6月 当社社外取締役(現在に至る)
- 2015年 6月 鹿島建設株式会社 社外取締役(現在に至る)

取締役候補者とした理由

坂根正弘氏は、グローバルに事業を展開する会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見を有しておられます。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となりますが、取締役会で積極的にご発言いただき、社外取締役として業務執行に対する監督等適切な職務を遂行いただいております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名委員会の委員として、同委員会においても積極的に意見を述べていただいております。

同氏のこうした資質は、グローバルに事業活動を行う当社の取締役会にとって極めて有益であると考えられることから、同氏を社外取締役候補者としたく存じます。

候補者
番号8 ミシェル オーシinger
(Michel Orsinger)

所有する当社株式の数

0株



(1957年9月15日生)

社 外

新 任

略歴および重要な兼職の状況

- 1996年 1月 ノバルティス社大衆薬部門 サンド・ニュートリショングループ東欧地域担当責任者
- 1997年 7月 同社大衆薬部門 グローバルメディカルニュートリション担当責任者
- 1999年 9月 同社大衆薬部門 欧州・中東・アフリカ地域担当責任者
- 2001年 3月 同社大衆薬部門グローバル責任者
- 2004年10月 シンセス社(現ジョンソン・エンド・ジョンソン社)チーフ オペレーティング オフィサー
- 2007年 4月 同社社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー
- 2012年 6月 ジョンソン・エンド・ジョンソン社 デピューシンセス グローバル整形外科領域部門会長
- 2012年 6月 同社グローバルマネジメントチームメンバー

取締役候補者とした理由

ミシェル オーシinger氏は、ジョンソン・エンド・ジョンソン社やノバルティス社といった欧米の有力ヘルスケア企業で重要なポジションを歴任され、グローバルヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見を有しておられます。

当社は、同氏のこうした資質は、グローバルに医薬品事業活動を行う当社の取締役会にとって極めて有益であると考えられることから、同氏を社外取締役候補者としたく存じます。

候補者
番号

9 志 賀 俊 之

所有する当社株式の数

0株



(1953年9月16日生)

社 外

新 任

略歴および重要な兼職の状況

- 1976年 4月 日産自動車株式会社入社
- 2000年 4月 同社常務(執行役員)
- 2005年 4月 同社最高執行責任者
- 2005年 6月 同社取締役
- 2010年 5月 一般社団法人日本自動車工業会 会長
- 2013年 11月 日産自動車株式会社取締役副会長(現在に至る)
- 2014年 4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事(現在に至る)
- 2015年 6月 株式会社産業革新機構代表取締役会長(現在に至る)

取締役候補者とした理由

志賀俊之氏は、グローバルに事業を展開する会社の経営者として、また近年は官民ファンドの経営者として長年にわたり活躍され、企業経営および我が国産業界にかかる豊富な経験に基づく高い識見を有しておられます。

当社は、同氏のこうした資質は、グローバルに事業活動を行う当社の取締役会にとって極めて有益であると考えられることから、同氏を社外取締役候補者としたく存じます。

候補者
番号10 ひがし
東え み こ
恵 美 子

所有する当社株式の数

0株



(1958年11月6日生)

社 外

新 任

略歴および重要な兼職の状況

- 1988年 2月 ワッサースタイン・ペレラ社 ディレクター
- 1994年 5月 メリルリンチ社 投資銀行部門担当マネージング ディレクター
- 2000年 4月 ギロ・ベンチャーズ社 チーフ エグゼクティブ オフィサー
- 2003年 1月 東門パートナーズ社 マネージング ディレクター(現在に至る)
- 2010年11月 KLAテンコア社 社外取締役(現在に至る)
- 2014年10月 インベンセンス社 社外取締役(現在に至る)

取締役候補者とした理由

東恵美子氏は、現在、東門パートナーズ社のマネージング ディレクターとして、テクノロジーおよびヘルスケア企業等に対するM&Aアドバイザリー業務を行っています。以前にはメリルリンチ社の投資銀行部門でマネージング ディレクターを務めるなど、ヘルスケア・テクノロジー・金融業界についてグローバルで高度な知識と幅広い経験を有しておられます。当社は、同氏の知識と経験は、グローバルに医薬品事業を行う当社の取締役会にとって極めて有益であると考えられることから、同氏を社外取締役候補者としたく存じます。

候補者
番号

11 ふじもり よしあき
藤 森 義 明

所有する当社株式の数

0株



(1951年7月3日生)

社 外

新 任

略歴および重要な兼職の状況

- 2001年 5月 ゼネラル・エレクトリック・カンパニー シニア・バイス・プレジデント
- 2008年10月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社 代表取締役会長兼社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー
- 2011年 3月 日本GE株式会社(現日本GE合同会社) 代表取締役会長
- 2011年 6月 株式会社LIXIL取締役
- 2011年 6月 株式会社LIXILグループ取締役
- 2011年 8月 株式会社LIXIL代表取締役社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー
- 2011年 8月 株式会社LIXILグループ取締役代表執行役社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー
(現在に至る)
- 2012年 6月 東京電力株式会社(現東京電力ホールディングス株式会社) 社外取締役(現在に至る)
- 2016年 1月 株式会社LIXIL代表取締役会長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー

取締役候補者とした理由

藤森義明氏は、グローバルに事業を展開する会社の経営者として、また以前には米国の有力グローバル企業で重要なポジションを歴任され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見を有しておられます。

当社は、同氏のこうした資質は、グローバルに事業活動を行う当社の取締役会にとって極めて有益であると考えられることから、同氏を社外取締役候補者としてたく存じます。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者のうち、長谷川閑史氏、クリストフ ウェバー氏、本田信司氏、岩崎真人氏およびアンドリュー プランプ氏が所有する当社株式の数には、内数として表示している株式報酬制度(候補者のうちアンドリュー プランプ氏については、株式付与制度)に基づき在任中または退任時に交付される予定の株式の数(2016年3月31日現在)を含めて表示しております。
[株式報酬制度等に基づく交付予定株式の数のご説明]
当社は、2014年度より、当社取締役(海外居住の取締役および社外取締役を除く)に対する株式報酬制度および国内外の当社グループ幹部に対する株式付与制度(以下、総称して「本制度」といいます)を採用しております。
本制度に基づき候補者に交付される株式には、(ア)業績に連動しない固定部分(以下「固定部分」といいます)および(イ)業績に連動する変動部分(以下「業績連動部分」といいます)がありますが、各候補者の本制度に基づく交付予定株式の数には、このうち、上記記載の各候補者が将来交付を受ける当社株式の数が確定している(ア)固定部分にかかる当社株式の数のみを記載しております。(イ)業績連動部分にかかる当社株式の数は、業績達成度に応じ0~200%の範囲で変動するものであり、現時点において確定できないため、本制度に基づく交付予定株式の数には含めておりません。なお、本制度に基づく交付予定株式にかかる議決権は、当該各候補者に将来交付されるまでの間、行使されることはありません。また、当該交付予定株式の50%に相当する株式は、納税資金確保のために市場で売却された上で、その売却代金が交付される予定です。
3. 数土文夫氏、坂根正弘氏、ミシェル オーシंगाー氏、志賀俊之氏、東恵美子氏および藤森義明氏は、社外取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者であります。なお、当社は「社外取締役の独立性に関する基準」(同基準は下記に記載のとおりです。)を定め、この基準をもとに社外取締役を選任しており、各氏は株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所の独立役員要件を満たしております。当社は、数土文夫氏および坂根正弘氏を独立役員として指定し、各取引所に届け出ており、また、ミシェル オーシंगाー氏、志賀俊之氏、東恵美子氏および藤森義明氏につきましても、独立役員として指定し、各取引所に届け出る予定であります。
4. 坂根正弘氏が2008年6月から社外取締役を務めていた野村證券株式会社は、公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理態勢に不備が認められた等として、2012年8月に金融庁から金融商品取引法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は日頃より同社取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っており、この事実の判明後も、再発防止に向けた取り組み等に関して提言を行ってまいりました。
5. 当社は、数土文夫氏および坂根正弘氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、ミシェル オーシंगाー氏、志賀俊之氏、東恵美子氏および藤森義明氏の選任が承認された場合には、各氏との間に上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

【ご参考】社外取締役の独立性に関する基準

当社は、招聘する社外取締役の独立性について、金融商品取引所が定める独立性の基準を満たすことを前提としつつ、次の資質に関する要件を満たすことを重視して判断します。

すなわち、当社では、医薬品事業をグローバルに展開する当社において、多様な役員構成員の中にあっても、事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保のために積極的に、当社の重要案件について、その本質を質し、改善を促し、提言・提案を発する活動を継続して行うことにより、確固たる存在感を発揮していただける方が、真に社外取締役として株主の期待に応え得る人物であると考え、かかる人物に求められる資質に関する基準として、以下の項目の(1)から(4)のうちの2項目以上に該当することを要件とします。

- (1) 企業経営の経験に基づく高い識見を有する
- (2) 会計、法律等の専門性の高い分野において高度な知識を有する
- (3) 医薬品事業またはグローバル事業に精通している
- (4) 多様な価値観を理解し、積極的に議論に参加できる高い語学力や幅広い経験を有する

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、社外取締役3名を含む監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

やま
山

なか
中

やす
康

ひこ
彦

所有する当社株式の数
(うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)

17,160株
(2,260株)



(1956年1月18日生)

取締役または監査役としての
取締役会への出席状況

14
/ 14回

社 内

新 任

略歴および重要な兼職の状況

- 1979年 4月 当社入社
- 2003年 6月 当社事業戦略部長
- 2004年 6月 当社コーポレート・オフィサー
- 2007年 4月 当社医薬営業本部長
- 2007年 6月 当社取締役
- 2011年 6月 当社常務取締役
- 2012年 4月 当社グローバル化推進担当
- 2013年 6月 当社社長特命事項担当
- 2014年 6月 当社特命事項担当
- 2015年 6月 当社常勤監査役(現在に至る)

監査等委員である取締役候補者とした理由

山中康彦氏は、1979年に当社に入社後、2007年6月に取締役、2011年6月から常務取締役に就任するとともに、事業戦略、国内の医薬品営業、グローバル化推進担当等の職務を歴任するなど、当社において幅広い経験を有しております。

2015年6月からは常勤監査役として当社経営に関与しており、今般、監査等委員としての立場から引き続き当社の経営に参画いただくことで、当社の事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保に貢献されることを期待し、同氏を監査等委員である取締役候補者としてたく存じます。

候補者
番号

2 くに や 谷 し ろう 朗

所有する当社株式の数

1,500株



(1957年2月22日生)

監査役としての
取締役会への出席状況

14 / 14回

社 外

新 任

略歴および重要な兼職の状況

- 1982年 4月 弁護士登録(大阪弁護士会)
- 1982年 4月 大江橋法律事務所入所
- 1987年 5月 ニューヨーク州弁護士登録
- 1997年 6月 サンスター株式会社 社外監査役
- 2002年 4月 弁護士法人大江橋法律事務所代表社員(現在に至る)
- 2006年 6月 日本電産株式会社 社外監査役
- 2011年 4月 環太平洋法曹協会会長
- 2012年 3月 株式会社ネクソン社外取締役(現在に至る)
- 2012年 6月 株式会社荏原製作所社外取締役(現在に至る)
- 2013年 6月 当社社外監査役(現在に至る)
- 2013年 6月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役(現在に至る)

監査等委員である取締役候補者とした理由

国谷史朗氏は、弁護士として長年にわたり活躍され、企業法務・国際法務に関する高度な知識と幅広い経験を有しておられます。2013年6月より社外監査役として当社経営に関与していただき、今般、監査等委員としての立場から引き続き当社の経営に参画いただくことで、当社の事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保に貢献されることを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としたく存じます。

候補者
番号

3 はつ かわ こう じ
初 川 浩 司

所有する当社株式の数

0株



(1951年9月25日生)

社 外

新 任

略歴および重要な兼職の状況

- 1974年 3月 プライスウォーターハウス会計事務所入所
- 1991年 7月 青山監査法人代表社員
- 2000年 4月 中央青山監査法人代表社員
- 2005年10月 同監査法人 理事 国際業務管理部長
- 2009年 5月 あらた監査法人代表執行役チーフ エグゼクティブ オフィサー
- 2012年 6月 農林中央金庫監事(現在に至る)
- 2012年 6月 株式会社アコーディア・ゴルフ社外監査役(現在に至る)
- 2013年 6月 富士通株式会社 社外監査役(現在に至る)

監査等委員である取締役候補者とした理由

初川浩司氏は、公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しておられます。今般、監査等委員としての立場から新たに当社の経営に参画いただくことで、当社の事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保に貢献されることを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としたく存じます。

候補者
番号4 ジャン＝リュック ブテル
(Jean-Luc Butel)

所有する当社株式の数

0株



(1956年11月8日生)

社 外

新 任

略歴および重要な兼職の状況

- 1994年 1月 日本ベクトン・ディッキンソン社 プレジデント
- 1998年 1月 ベクトン・ディッキンソン社 コーポレート・オフィサー グローバル大衆薬部門
プレジデント
- 1999年 11月 ジョンソン・エンド・ジョンソン・インディペンデント・テクノロジー社 プレジデント
- 2003年 8月 メドトロニック社 コーポレート・オフィサー エグゼクティブ・コミッティー・メン
バー シニア・ヴァイス・プレジデント アジア・パシフィック部門プレジデント
- 2008年 5月 同社 コーポレート・オフィサー エグゼクティブ・コミッティー・メンバー エグゼク
ティブ・ヴァイス・プレジデント 国際事業部門グループ・プレジデント
- 2012年 2月 バクスター・インターナショナル社 コーポレート・オフィサー オペレーティング・
コミッティー・メンバー コーポレート・ヴァイス・プレジデント
- 2015年 1月 同社 国際事業部門 プレジデント
- 2015年 7月 K8グローバル社 グローバル・ヘルスケア・アドバイザー兼プレジデント(現在に至る)

監査等委員である取締役候補者とした理由

ジャン＝リュック ブテル氏は、ヘルスケアコンサルティング会社の社長や、バクスター・インターナショナル社やメドトロニック社といった欧米の有力ヘルスケア企業において重要なポジションを歴任され、グローバルヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見を有しておられます。

今般、監査等委員としての立場から新たに当社の経営に参画いただくことで、当社の事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保に貢献されることを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としたく存じます。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 山中康彦氏が所有する当社株式の数には、内数として表示している株式報酬制度に基づき在任中または退任時に交付される予定の株式の数(2016年3月31日現在)を含めて表示しております。かかる交付予定株式の数につきましては、「第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)11名選任の件」の(注)2中の(株式報酬制度等に基づく交付予定株式の数のご説明)をご参照ください。
3. 国谷史朗氏、初川浩司氏およびジャン＝リュック ブテル氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は「社外取締役の独立性に関する基準」(同基準は19頁に記載のとおりです。)を定め、この基準をもとに社外取締役を選任しており、各氏は株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所の独立役員要件を満たしております。当社は、国谷史朗氏を独立役員として指定し、各取引所に届け出ており、また、初川浩司氏およびジャン＝リュック ブテル氏につきましても、独立役員として指定し、各取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、国谷史朗氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結しております。同氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を改めて締結する予定であります。また、初川浩司氏およびジャン＝リュック ブテル氏の選任が承認された場合には、両氏との間に上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

【第5号議案乃至第9号議案に係る取締役の報酬制度に関するご説明】

当社は、第2号議案乃至第4号議案で提案させていただいておりますとおり、改正会社法により創設された監査等委員会設置会社に移行し、併せて取締役会における社外取締役の構成比と多様性をさらに高めてまいりたいと存じます（監査等委員会設置会社への移行の目的等につきましては第2号議案の(1)提案の理由の前段をご参照ください）。

第5号議案乃至第8号議案は、監査等委員会設置会社における取締役の報酬制度が、グローバル経営に通用する人材を惹きつけるとともに、その実力を最大限に発揮して当社の業績を最大化させるために、報酬の水準および報酬体系をグローバル製薬企業として競争力のある内容とすることを目的としております。

なお、取締役のうち、下記「1. 業績連動報酬対象取締役（監査等委員である取締役および社外取締役以外の取締役）の報酬制度」につきましては、2014年6月27日開催の第138回定時株主総会でご承認いただいた取締役（海外居住の取締役および社外取締役を除く）の報酬制度を基本的に維持するものであり、下記「2. 業績連動報酬対象外取締役（監査等委員である取締役および社外取締役）の報酬制度」につきましては、基本報酬に加えて、それぞれの役割に照らして適正な範囲で（業績との連動性がない）株式報酬を付与する制度を新たに導入するものであります。

なお、第9号議案につきましては、2015年度の実績連動報酬（海外居住の取締役および社外取締役を除く）に支給する取締役賞与に関する議案であります。

1. 業績連動報酬対象取締役の報酬制度

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。以下「業績連動報酬対象取締役」という）の報酬は、定額の「基本報酬」と、業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」とで構成いたします。「業績連動報酬」はさらに、事業年度ごとの連結業績等に基づく賞与^(注1)と、3か年にわたる中長期的な業績および当社株価に連動する長期インセンティブプラン（株式報酬）^(注2)とで構成いたします。

2. 業績連動報酬対象外取締役の報酬制度

従来、社外取締役および監査役の報酬制度は定額の「基本報酬」のみとしておりましたが、中長期的な視野での企業価値の増大への貢献意識をさらに高めるとともに、株主の皆さまとの利益の共有をより一層図っていくことを目的として、監査等委員会設置会社への移行に伴い新たに選任される監査等委員である取締役および社外取締役（以下「業績連動報酬対象外取締役」という）の報酬は、定額の「基本報酬」と、業績等に支給額が連動しない「非業績連動報酬」とで構成することといたします。「非業績連動報酬」は、業績に連動せず当社株価にのみ連動する長期インセンティブプラン（株式報酬）^(注3)としますが、それぞれの役割に照らし、業績連動報酬対象取締役とは異なり、在任中ではなく退任時に給付することとして、短期的に株価に影響を及ぼす要因ではなく、中長期的な企業の価値向上に対する貢献意識を高めていく設計といたします。

(注1) 業績連動報酬対象取締役の賞与制度は、年間計画に基づき設定した業績評価指標（連結売上収益、Core Earnings、1株あたり純利益（EPS）等）の達成度等により、各取締役の業務執行の内容や責任に基づき算出される賞与標準額に対して、0～200%の間で変動させる内容となっております。なお、使用人兼務取締役については、担当部門の業績目標の達成度等も反映し、変動させております。

(注2) 業績連動報酬対象取締役の株式報酬制度は、業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした仕組みとし、業績に連動する株式報酬部分につきましては、中長期的な企業価値の増大に対するコミットメントを高めるべく、業績目標（透明性・客観性を有する指標である連結売上収益、フリーキャッシュフロー、EPS、研究開発指標等）の達成度等に応じて、一定時期において、各取締役の業務執行の内容や責任に基づき算出される標準額に対して0～200%の間で変動させることといたします。

(注3) 業績連動報酬対象外取締役の株式報酬は、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保し、短期的業績目標達成への過度なリスクテイクを回避する観点から、基本報酬の40%程度を上限として、会社業績等にかかわらず支給額が一定の金額相当の株式報酬を、それぞれの退任時に給付することといたします。

監査等委員でない取締役		監査等委員である取締役	
社内取締役	社外取締役	社内取締役	社外取締役
業績連動報酬対象取締役		業績連動報酬対象外取締役	
本プランⅠ*	本プランⅡ*	本プランⅢ*	
第7号議案		第8号議案	

※本プランⅠ、Ⅱについては第7号議案を、本プランⅢについては第8号議案を、それぞれご参照ください。

なお、当社では、取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として、社外の委員が過半数を占め、社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しており、本制度改定につきましても、取締役会決議に先立ち、同委員会の審議を経ております。

以上により、第5号議案乃至第9号議案を本株主総会に提出する次第であります。

なお、上記のとおり報酬制度としては、業績連動報酬対象取締役（監査等委員である取締役および社外取締役以外の取締役）と業績連動報酬対象外取締役（監査等委員である取締役および社外取締役）とで内容を区別しておりますが、下記第5号議案乃至第8号議案においては、改正会社法上、監査等委員である取締役の報酬とそれ以外の取締役の報酬とを区別して株主総会の決議により定めることが求められていることから、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別する形で議案を提出いたしております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額（基本報酬部分）は、2014年6月27日開催の第138回定時株主総会において月額90万円以内（うち社外取締役分は月額10万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とご承認いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、現在の取締役に対する報酬額（基本報酬部分）を廃止し、取締役の増員、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬額を月額150万円以内（うち社外取締役分は月額30万円以内）に設定させていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

また、現在の取締役の員数は8名（うち、社外取締役の員数は3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は11名（うち社外取締役の員数は6名）となります。

第6号議案 監査等委員である取締役に対する報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役に対する報酬額を月額15万円以内に設定させていただきたいと存じます。

なお、第4号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

当社は、2014年6月27日開催の第138回定時株主総会において、当社の取締役(海外居住の取締役および社外取締役を除く)を対象とした株式報酬制度(以下「旧制度」という)の導入についてご承認をいただきましたが、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、旧制度に代えて、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役でない海外居住の取締役を除く)に対する各事業年度における報酬等として株式報酬制度(以下本議案において「本制度」という)を導入することにつきご承認をお願いするものであります。

本制度のうち、社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役および海外居住の取締役を除く。以下本議案において「社内取締役」という)に対する株式報酬は、実質的には旧制度の内容と同一であり、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的として導入するものです。また、本制度のうち、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ)に対する株式報酬は、社外取締役の役割に照らして、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保し、短期の業績目標達成への過度なリスクテイクを回避する観点から、業績と連動させることはせず、当社の企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的として導入するものであり、それぞれ内容は相当であると考えております。

なお、本制度に係る取締役の報酬等の額および内容については、第5号議案でご提案させていただく取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する報酬額とは別枠としてご承認をお願いするものであり、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれないものといたします。

また、本制度の導入に伴い、旧制度は廃止し、今後は、旧制度に基づく新規の基準ポイントの付与は行わないことといたします。

なお、旧制度の対象となる取締役の員数は現在4名(うち社外取締役の員数は0名)ですが、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象となる取締役(監査等委員である取締役および社外取締役でない海外居住の取締役を除く)の員数は10名(うち社外取締役の員数は6名)となります。

2 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、信託を通じて当社株式が取得され、当該信託を通じて取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ)に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という)の交付および給付(以下「交付等」という)を行う株式報酬制度です(本制度において、社内取締役に対するプランを以下「本プランⅠ」といい、社外取締役に対するプランを以下「本プランⅡ」という。詳細は(2)以降のとおり)。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者

- <本プランⅠ> 社内取締役
- <本プランⅡ> 社外取締役

②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響

(ア)当社が拠出する金員の上限(下記(2)のとおり)

- <本プランⅠ> 3事業年度を対象期間として、対象期間ごとに合計27億円
- <本プランⅡ> 3事業年度を対象期間として、対象期間ごとに合計3億円

(イ)本議案の対象者が取得する当社株式等の数の上限(下記(3)のとおり)

<本プランⅠ>

上限となる株式数は、3事業年度を対象期間として、対象期間ごとに当社が本プランⅠとして本信託に拠出する金員の上限額である27億円を、当該対象期間に係る本信託が設定された年の7月1日(2016年度に設定される本信託については9月1日)の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数。

<本プランⅡ>

上限となる株式数は、対象期間中の当初事業年度を対象期間として、対象期間ごとに当社が本プランⅡとして本信託に拠出する金員の上
 限額である3億円を、当該対象期間に係る本信託が設定された年の7月1日(2016年度に設定される本信託については9月1日)の東京証
 券取引所における当社株式の終値で除して得られる数。

(ウ)本議案の対象者が取得する当社株式の取得方法(下記(3)のとおり)

本プランⅠ・Ⅱのいずれも、当社株式は株式市場から取得予定。
 したがって、発行済株式につき株式価値の希薄化は生じません。

③業績達成条件の内容(下記(3)のとおり)

<本プランⅠ>

・最終事業年度の連結売上収益、フリーキャッシュフロー、EPS、研究開発指標等に対する達成度等に応じて変動

<本プランⅡ>

・業績に連動しない(一定)

④本議案の対象者に対する当社株式等の交付等の時期(下記(4)のとおり)

<本プランⅠ>

・株式等の交付の基準となるポイントのうち50%相当分については毎年交付
 ・残りの50%相当分については3事業年度経過後に業績目標の達成度等に応じて交付

<本プランⅡ>

・退任時に交付

※本プランⅠ・Ⅱのいずれも、換価処分する株式(この場合、対象者には換価処分金相当額を給付する)を含みます。

(2)当社が拠出する金員の上限

当社は、連続する3事業年度(当初は2017年3月末日で終了する事業年度から2019年3月末日で終了する事業年度までの
 3事業年度とする。以下本議案において「対象期間」という)ごとに毎年合計30億円(本プランⅠに関して27億円、本プランⅡ
 に関して3億円)を上限とする金員を、取締役に対する報酬等として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信
 託期間3年間の信託(本プランⅠと本プランⅡそれぞれにつき設定される。以下本議案において「本信託」という)を設定しま
 す。「設定する」には、本信託の信託期間を延長して既存の本信託を継続利用することを含む。以下同じ)。本信託は、信託管理
 人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、社内取締役に対し
 ては、信託期間中の毎年、株式交付ポイントの付与および当社株式等の交付等を行い、社外取締役に對しては、信託期間中の
 初年度にのみ株式交付ポイントの付与を行い、社外取締役の退任時に当社株式等の交付等を行います。

また、当社は、当初2016年度に本信託を設定しますが、2017年度以降の各事業年度においても、2016年度に設定される
 本信託と同様に、信託期間を3年間とする本信託を設定することにより、本制度に基づくインセンティブプランを実施するこ
 とがあります。

本プランⅠと本プランⅡそれぞれにつき、1事業年度あたりに設定することができる本信託の数は1個とし、毎事業年度に
 おいて本信託を設定した場合には、最大で3個の本信託が併存することになります。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことによ
 り、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3事業年度延長し、当該延長された3事業年度を対象期
 間として上記と同様に株式交付ポイントの付与および当社株式等の交付等を行います。なお、信託期間の延長に際して追加
 拠出を行う場合において、延長前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役に付与された株式交付ポイン
 トに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く)および金銭(以下本議案において「残存株式等」という)があるこ
 とは、追加拠出できる金員の上限額は、30億円(本プランⅠに関して27億円、本プランⅡに関して3億円)から残存株式等の
 価額を控除した額とします。

また、信託期間が満了し、上記に従った延長がなされない場合に、退任時に受益者要件を満たす可能性のある社外取締役が在任している場合には、それ以降、当該社外取締役に対する株式交付ポイントの付与は行われませんが、当該社外取締役が退任し、当該社外取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることができます。

(3) 取締役が取得する当社株式等の数の算定方法および上限

当社は、各取締役の職務の内容や責任等に応じて付与する基準ポイントをもとに、社内取締役においては当社業績目標の達成度等に応じて算出される「株式交付ポイント」を、社外取締役においては当社業績目標の達成度等にかかわらず一定数の「株式交付ポイント」を、それぞれ付与します。本制度の下で各取締役に対して交付される当社株式の数は、各取締役に付与された株式交付ポイント1ポイントあたり、1株として決定されます。本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合は、当社は、株式交付ポイント1ポイントあたりに交付が行われる当社株式の数を合理的な方法により調整します。

具体的には、まず、本信託設定年度の7月1日(2016年度設定の本信託については2016年9月1日)に取締役として在任する者には、以下の算定式に従って基準ポイントが付与されます。

(基準ポイントの算定式)

基本報酬年額 × ターゲット比率 ÷ 本信託設定年度の7月1日(2016年度設定の本信託については2016年9月1日)の東京証券取引所における当社株式の終値(当該日の終値が存在しない場合には、当該日の直前に取引が行われた日の終値)

※小数点以下の端数は切捨

※基本報酬年額やターゲット比率は、各取締役の職務の内容や責任、役員報酬全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合などを考慮して決定します。

<本プラン I における株式交付ポイントの算定>

本信託設定の翌年度から3年度後までの各年6月1日に社内取締役として在任する者には、以下の算定式に従って株式交付ポイントの付与が行われます。

(社内取締役に付与される株式交付ポイントの算定式)

①本信託設定の翌年度および翌々年度

[当初の基準ポイント × 50% × 1/3]

②本信託設定の3年度後

[当初の基準ポイント × 50% × 1/3] + [当初の基準ポイント × 50%] × 業績連動係数

※小数点以下の端数が生じた場合、本信託設定の翌年度および翌々年度の株式交付ポイントについては当該端数を切り捨てるものとし、当該端数の合計数(ただし、当該合計数の小数点以下の端数は切捨)を本信託設定の3年度後の株式交付ポイントに加算します。

※業績連動係数は、本信託設定時に設定する本信託設定の3年度後の3月期の連結売上収益、フリーキャッシュフロー、EPS、研究開発指標等の達成度等に基づき、0~200%の範囲で決定します。ただし、社内取締役が退任後、監査等委員である取締役に就任する場合は、対象期間における当社業績目標の達成度等にかかわらず、業績連動係数を100%として計算するものとします。

※業績目標の達成度の評価は、報酬委員会の審議を経た上で取締役会に答申され、決定されます。

※社内取締役に付与された基準ポイント数は、各事業年度における株式交付ポイントの算定時に、当該算定に用いられた基準ポイント数相当分(上記の算定式中〔 〕により算出されるもの)だけ減少します。

なお、社内取締役が退任した場合(自己都合により退任した場合または解任された場合を除く)においては、退任後も対象期間の満了まで、社内取締役として在任し続けた場合と同様に、株式交付ポイントが付与され、本信託から株式交付ポイントに応じた数の当社株式等の交付等を受けることができます。

<本プランⅡにおける株式交付ポイントの算定>

本信託設定の翌年度の6月1日に社外取締役として在任する者には、以下の算定式に従って株式交付ポイントの付与が行われます。

(社外取締役に付与される株式交付ポイントの算定式)

当初の基準ポイント × 100%

※社外取締役に付与された基準ポイント数は、株式交付ポイントの算定時に、その全数が減少します。

なお、社外取締役が本信託設定の翌年度の6月1日までに退任した場合(自己都合により退任した場合または解任された場合を除く)においては、退任時までに付与された基準ポイントに基づき、上記の算定式に従って、速やかに本信託から株式交付ポイントが付与されます。

また、本プランⅠまたは本プランⅡにおいて、本信託の信託期間中、当該本信託により、取締役に交付等が行われる当社株式等の総数の上限は、対象期間ごとに、①当社が当該本信託に拠出する金員の上限額である30億円(本プランⅠに関して27億円、本プランⅡに関して3億円)を、②当該本信託が設定された年の7月1日(2016年度に設定される本信託については9月1日)の東京証券取引所における当社株式の終値(当該日の終値が存在しない場合には、当該日の直前に取引が行われた日の終値)で除して得られる数(小数点以下の端数は切捨)とします。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した社内取締役は、信託期間中の毎年、所定の受益者確定手続を行うことにより、株式交付ポイントの付与を受けた一定期間後に、当該株式交付ポイントに対応する当社株式の50%(単元未満株式数は切捨)について交付を受け、また、残り(上記の切り捨てられた単元未満株式数相当分を含む)については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることができます。

受益者要件を充足した社外取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に株式交付ポイントに対応する当社株式の50%(単元未満株式数は切捨)について交付を受け、また、残り(上記の切り捨てられた単元未満株式数相当分を含む)については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることができます。

なお、信託期間中に取締役が死亡した場合には、当該取締役の相続人が、当該取締役に付与されるべき株式交付ポイントに対応する当社株式の全てを本信託内で換価した上で、当該金銭の給付を受けることになります。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託を設定する都度、取締役会において定めます。

第8号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役に対する各事業年度における報酬等として株式報酬制度(以下本議案において「本制度」という)を新たに導入することにつきご承認をお願いするものであります。

本制度は、監査等委員である取締役を対象に、監査等委員の役割に照らして、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保し、短期の業績目標達成への過度なリスクテイクを回避する観点から、業績と連動させることはせず、当社の企業価値の増大に対する貢献意識を一層高めることを目的として導入するものであり、内容は相当であると考えております。

なお、本制度に係る監査等委員である取締役の報酬等の額および内容については、第6号議案としてご提案させていただき、監査等委員である取締役に対する報酬額とは別枠として、ご承認をお願いするものであります。

なお、第4号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は4名となります。

2 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、第7号議案でご承認をお願いしております制度と同様に、当社が拠出する金銭を原資として、信託を通じて当社株式が取得され、当該信託を通じて監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という)に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。(監査等委員に対する株式報酬制度を以下「本プランⅢ」という。詳細は(2)以降のとおり)

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者

＜本プランⅢ＞ 監査等委員

②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響

(ア)当社が拠出する金員の上限(下記(2)のとおり)

＜本プランⅢ＞ 2事業年度を対象期間として、対象期間ごとに合計2億円

(イ)本議案の対象者が取得する当社株式等の数の上限(下記(3)のとおり)

＜本プランⅢ＞

上限となる株式数は、2事業年度を対象期間として、対象期間ごとに当社が本プランⅢとして本信託に拠出する金員の上限額である2億円を、当該対象期間に係る本信託が設定された年の7月1日(2016年度に設定される本信託については9月1日)の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数。

(ウ)本議案の対象者が取得する当社株式の取得方法(下記(3)のとおり)

本プランⅢにおいて、当社株式は株式市場から取得予定。

したがって、発行済株式につき株式価値の希薄化は生じません。

③業績達成条件の内容(下記(3)のとおり)

＜本プランⅢ＞ 業績に連動しない(一定)

④本議案の対象者に対する当社株式等の交付等の時期(下記(4)のとおり)

＜本プランⅢ＞ 退任時に交付

※換価処分する株式(この場合、対象者には換価処分金相当額を給付する)を含みます。

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、連続する2事業年度(当初は2017年3月末日で終了する事業年度から2018年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度とする。以下「対象期間」という)ごとに毎年2億円を上限とする金員を、監査等委員に対する報酬等として拠出し、受益者要件を充足する監査等委員を受益者とする信託期間2年間の信託(以下本議案において「本信託」という)を設定します(「設定する」には、本信託の信託期間を延長して既存の本信託を継続利用することを含む。以下同じ)。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中の毎年、監査等委員に対して、株式交付ポイントの付与を行い、退任時に当社株式等の交付等を行います。

また、当社は、当初2016年度に本信託を設定しますが、2017年度以降の各事業年度においても、2016年度に設定される本信託と同様に、信託期間を2年間とする本信託を設定することにより、本制度に基づくインセンティブプランを実施するこ

とがあります。その場合、当該本信託を設定する日の属する事業年度を初年度とした連続する2事業年度を当該本信託の対象期間とし、当社は、上記と同様に、金員の抛出、株式交付ポイントの付与および当社株式等の交付等を行います。

1事業年度あたりに設定することができる本信託の数は1個とし、毎事業年度において本信託を設定した場合には、最大で2個の本信託が併存することになります。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を2事業年度延長し、当該延長された2事業年度を対象期間とし、上記と同様に、株式交付ポイントの付与および当社株式等の交付等を行います。なお、信託期間の延長に際して追加抛出を行う場合において、延長前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（監査等委員に付与された株式交付ポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く）および金銭（以下本議案において「残存株式等」という）があるときは、追加抛出できる金員の上限額は、2億円から残存株式等の価額を控除した額とします。

また、信託期間が満了し、上記に従った延長がなされない場合に、退任時に受益者要件を満たす可能性のある監査等委員が在任している場合には、それ以降、当該監査等委員に対するポイントの付与は行われませんが、当該監査等委員が退任し、当該監査等委員に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 監査等委員が取得する当社株式等の数の算定方法および上限

当社は、各監査等委員の職務の内容や責任等に応じて付与する基準ポイントをもとに、当社業績目標の達成度等にかかわらず一定数の「株式交付ポイント」を各監査等委員に付与します。本制度により各監査等委員に対して交付が行われる当社株式の数は、各監査等委員に付与された株式交付ポイント1ポイントあたり、1株として決定されます。本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合は、当社は、株式交付ポイント1ポイントあたりに交付が行われる当社株式の数を合理的な方法により調整します。

具体的には、まず、本信託設定年度の7月1日（2016年度設定の本信託については2016年9月1日）に監査等委員として在任する者（本信託設定の前年度に係る定時株主総会の開催日の翌日から本信託設定年度に係る定時株主総会の開催日までの期間に監査等委員に就任した者（重任された者を含む）に限る）には、以下の算定式に従って基準ポイントが付与されます。

（基準ポイントの算定式）

基本報酬年額 × ターゲット比率 ÷ 本信託設定年度の7月1日（2016年度設定の本信託については2016年9月1日）の東京証券取引所における当社株式の終値（当該日の終値が存在しない場合には、当該日の直前に取引が行われた日の終値）

※小数点以下の端数は切捨

※基本報酬年額やターゲット比率は、各監査等委員の職務の内容や責任、役員報酬全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合などを考慮して決定します。

上記に従って基準ポイントの付与を受けた者のうち、本信託設定の翌年度の6月1日に監査等委員として在任する者には、以下の算定式に従って株式交付ポイントの付与が行われます。

（監査等委員に付与される株式交付ポイントの算定式）

当初の基準ポイント × 100%

※監査等委員に付与された基準ポイント数は、株式交付ポイントの算定時に、その全数が減少します。

次に、本信託設定年度の7月1日に監査等委員として在任し、基準ポイントの付与を受けた者のうち、本信託設定の翌年度の7月1日においても引き続き監査等委員として在任する者（ただし、補欠の監査等委員として選任された者であって、その選任決議がなされた定時株主総会の開催日の属する年度の7月1日（2016年度については2016年9月1日）後に監査等委員に就任した者を除く）には、以下の算定式に従って追加基準ポイントが付与されます。

(追加基準ポイントの算定式)

基本報酬年額 × ターゲット比率 ÷ 本信託設定年度の翌年度の7月1日の東京証券取引所における当社株式の終値
(当該日の終値が存在しない場合には、当該日の直前に取引が行われた日の終値)

※小数点以下の端数の取扱いならびに基本報酬年額およびターゲット比率の決定方法は上記基準ポイントと同じ。

上記に従って追加基準ポイントの付与を受けた者のうち、本信託設定の翌々年度の6月1日に監査等委員として在任する者には、以下の算定式に従って株式交付ポイントの付与と追加基準ポイントの減少が行われます。

(監査等委員に付与される株式交付ポイントの算定式)

追加基準ポイント × 100%

※監査等委員に付与された追加基準ポイント数は、株式交付ポイントの算定時に、その全数が減少します。

なお、本信託設定の翌々年度の6月1日までに退任した場合(自己都合により退任した場合または解任された場合を除く)においては、退任時まで付与された基準ポイントまたは追加基準ポイントに基づき、上記の算定式に従って、速やかに本信託から株式交付ポイントが付与されます。

また、本プランⅢにおいて、本信託の信託期間中、当該本信託により、監査等委員に交付等が行われる当社株式等の総数の上限は、対象期間ごとに、①当社が当該本信託に拠出する金員の上限額である2億円を、②当該本信託が設定された年の7月1日(2016年度に設定される本信託については9月1日)の東京証券取引所における当社株式の終値(当該日の終値が存在しない場合には、当該日の直前に取引が行われた日の終値)で除して得られる数(小数点以下は切捨)とします。

(4) 監査等委員に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した監査等委員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に株式交付ポイントに対応する当社株式の50%(単元未満株式数は切捨)について交付を受け、また、残り(上記の切り捨てられた単元未満株式数相当分を含む)については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることができます。

なお、信託期間中に監査等委員が死亡した場合には、当該監査等委員の相続人が、当該監査等委員に付与されるべき株式交付ポイントに対応する当社株式の全てを本信託内で換価した上で、当該金銭の給付を受けることになります。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託を設定する都度、取締役会において定めます。

第9号議案 取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役4名(海外居住の取締役および社外取締役を除く)に対する賞与につきまして、当期における連結売上収益、Core Earnings、EPS等の業績評価指標の達成度等に応じ、総額550百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分賞与は含まない)で支給いたしたいと存じます。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期の連結業績は、以下のとおりとなりました。

売 上 収 益	18,074億円	[対前期	296億円	(1.7%)増]
研 究 開 発 費	3,459億円	[対前期	362億円	(9.5%)減]
営 業 利 益	1,308億円	[対前期	2,601億円	(—%)増]
税 引 前 当 期 利 益	1,205億円	[対前期	2,660億円	(—%)増]
当 期 利 益 (親会社の所有者帰属分)	802億円	[対前期	2,259億円	(—%)増]
E P S	102円26銭	[対前期	287円63銭	(—%)増]

売上収益

前期から296億円(1.7%)増収の18,074億円となりました。

» 2014年6月に欧米で販売を開始した潰瘍性大腸炎・クローン病治療剤「エンティビオ」の売上が好調であり、米国では多発性骨髄腫治療剤「ベルケイド」、逆流性食道炎治療剤「デクスラント」、大うつ病治療剤「プリンテリックス」*も伸長しました。悪性リンパ腫治療剤「アドセトリス」は、当社が販売権を有する国内、欧州、新興国において順調に売上が伸長しており

ます。国内では高血圧症治療剤「アジルバ」や高脂血症治療剤「ロトリガ」の売上が前期から大幅に伸長した一方、高血圧症治療剤カンデサルタン(国内製品名:「プロプレス」)をはじめとした大型製品の後発品浸透による減収要因もあり、全体では296億円の増収となりました。

*「プリンテリックス」は2016年6月より米国における製品名を「トリンテリックス」に変更して販売します。本剤の剤型、効能・効果、用法・用量に変更はありません。

医療用医薬品の主要品目の売上収益は下記のとおりです。

(単位：億円)

	金額	対前期
多発性骨髄腫治療剤「ベルケイド」	1,620	93 (6.1%) 増
前立腺がん・乳がん・子宮内膜症治療剤「リユープロレリン(国内製品名：リユープリン)」	1,244	4 (0.3%) 増
消化性潰瘍治療剤「パントプラゾール」	1,008	30 (2.9%) 減
消化性潰瘍治療剤「ランソプラゾール(国内製品名：タケプロン)」	895	134 (13.1%) 減
潰瘍性大腸炎・クローン病治療剤「エンティビオ」	862	583 (209.5%) 増
高血圧症治療剤「カンデサルタン(国内製品名：プロプレス)」	848	410 (32.6%) 減
逆流性食道炎治療剤「デクスラント」	751	128 (20.6%) 増
高血圧症治療剤「アジルバ」	590	137 (30.1%) 増
糖尿病治療剤「ネシーナ」	489	46 (10.5%) 増
痛風治療剤「コルクリス」	465	124 (21.0%) 減
悪性リンパ腫治療剤「アドセトリス」	276	48 (20.8%) 増
大うつ病治療剤「ブリンテリックス」(注2)	245	109 (79.9%) 増

(注1) 売上収益は知的財産権収益および役務収益を含めて表示しております。

(注2) 「ブリンテリックス」は2016年6月より米国における製品名を「トリンテリックス」に変更して販売します。

» 2015年12月、当社は前治療歴のある再発・難治性の多発性骨髄腫に対する、初めてかつ唯一の経口プロテアソーム阻害剤である「ニンラーロ」を米国で発売しました。最初のプロテアソーム阻害剤である「ベルケイド」の臨床研究開始以来、約20年にわたり、当社のオンコロジーユニットは多発性骨髄腫に関する知見を深め、有効性と高い安全性のプロファイルを有する週1回の経口投与剤「ニンラーロ」の販売許可取得にいたしました。極めて革新的な本剤は、当社の中長期にわたる持続的な成長に大きく貢献することが期待されています。国内で2015年2月に発売した酸関連疾患治療剤「タケキャブ」は、大塚製薬株式会社とのコ・プロモーションを通じて、順調に医療関係者への情報提供が進んでおり、2016年3月に長期処方解禁となったこともあり売上を拡大しております。国内ではさらに、2015年5月、世界初の週1回経口投与の2型糖尿病治療剤「ザファテック」を発売しました。

» 2016年4月、当社はジェネリック医薬品におけるグローバルリーダーであるテバ社と日本において武田テバ薬品株式会社を設立いたしました。新会社は、テバ製薬株式会社とともに、当社が移管した長期収載品とテバ社の高品質なジェネリック医薬品を日本の患者さんにお届けし、幅広いニーズ、およびますます高まるジェネリック医薬品の重要性に対応してまいります。

また、当社は2015年12月に呼吸器系疾患領域のポートフォリオをアストラゼネカ社に売却する契約を締結し、2016年4月、売却を完了しました。

当社はオンコロジー(がん)、消化器系疾患、中枢神経系疾患の重点疾患領域への集中を進め、医療のイノベーションをリードする取り組みを一層強化し、新興国を含めグローバルに革新的な新薬を提供してまいります。

営業利益

前期から2,601億円増益の1,308億円となりました。

- ▶ 売上収益の増加により売上総利益は151億円(1.2%)の増益となりました。
- ▶ 販売費及び一般管理費は、米国における新製品の販売促進にかかる経費の増加等により、382億円(6.2%)増加しました。
- ▶ 研究開発費は、362億円(9.5%)減少し、3,459億円となりました。
- ▶ 製品に係る無形資産償却費及び減損損失は、前期にコルクリスにかかる減損損失を305億円計上していたことや、当期において、コルクリスの販売見通し改善により86億円の減損損失の戻入を計上したことなどにより、513億円(29.1%)減少しました。
- ▶ その他の営業収益は、前期にコルクリスにかかる条件付対価の取崩益538億円や、有形固定資産売却益328億円(うち医療用医薬品事業171億円、その他事業157億円)を計上していたことなどにより、821億円(76.6%)減少しました。
- ▶ その他の営業費用は、前期に米国でのアクトス関連訴訟にかかる損失2,741億円(製造物責任訴訟の和解に要する費用およびその他の関連損失の見積額3,241億円から製造物責任保険によって補填されることが概ね確定している保険金額500億円を控除した純額)を計上していたことなどにより、2,778億円(86.2%)減少しました。

当期利益 (親会社の所有者帰属分)

前期から2,259億円増益の802億円となりました。

- ▶ 税引前当期利益は、前期に米国でのアクトス関連訴訟損失が2,741億円計上されていることなどにより、2,660億円増加しました。
- ▶ 法人所得税費用は、前期において、繰延税金資産の回収可能性の見直しと実効税率の低下により一時要因の税金費用を508億円計上していた一方、米国でのアクトス関連訴訟にかかる税金費用のマイナスを961億円計上していたことから、前期から395億円増加しました。
- ▶ 基本的1株当たり当期利益(EPS)は、前期から287円63銭増加し102円26銭となりました。

当期の実質的な成長率(注1)は、以下のとおりとなりました。

売上収益	+3.4%	[対前期	603億円 増]
Core Earnings (注2)	+8.1%	[対前期	231億円 増]
Core EPS (注3)	+21.7%	[対前期	50円16銭 増]

(注1) 実質的な成長率とは、事業活動のパフォーマンスを実質的に把握することを目的として、当期と前期の業績を共通の基準で比較するものであり、当社では目標とする経営指標として、「売上収益」、「Core Earnings」、「Core EPS」の実質的な成長率を採用しております。この成長率の算定にあたっては、為替影響や製品売却および取得、企業買取にかかる会計処理の影響や無形資産の償却費・減損損失、事業構造再編費用、主な訴訟費用などの特殊要因を除いております。

(注2) Core Earningsは、営業利益から企業買取にかかる会計処理の影響や無形資産の償却費・減損損失、事業構造再編費用、主な訴訟費用などの特殊要因を除いて算定しております。

(注3) Core EPSは、当期利益からCore Earnings算定上控除した項目と同様の性質を有する項目およびこれらにかかる税金影響を控除した利益(Core Net Profit)を基に算定した1株当たり利益であります。

- ▶ 実質的な売上収益の成長は、+3.4%(対前期+603億円)となりました。
- ▶ 実質的なCore Earningsの成長は、+8.1%(対前期+231億円)となりました。実質的な販売費及び一般管理費は、新製品にかかる費用の増加により前期から3.3%増加し、また、実質的な研究開発費は前期から3.5%の減少となりました。
- ▶ 実質的なCore EPSの成長は、+21.7%(対前期+50円16銭)となりました。

企業集団の部門別の状況

(単位：億円)

セグメント	売上収益		営業利益	
	金額	対前期	金額	対前期
医療用医薬品事業	16,487	342増	1,028	2,817増
(国 内)	(5,417)	(197減)		
(海 外)	(11,070)	(538増)		
コンシューマーヘルスケア事業	801	65増	189	17増
そ の 他 事 業	786	111減	91	234減
全 社 合 計	18,074	296増	1,308	2,601増

(注) 当年度より、従来の「ヘルスケア事業」から「コンシューマーヘルスケア事業」へとセグメント名称を変更しております。なお、セグメント名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

医療用医薬品事業

売上収益	16,487億円	対前期	342億円(2.1%)増
営業利益	1,028億円	対前期	2,817億円(－%)

医療用医薬品事業の売上収益は、前期から342億円(2.1%)増収の16,487億円となり、営業利益は、前期から2,817億円増益の1,028億円となりました。

国 内

売上収益 **5,417億円** 対前期 197億円(3.5%)減

このうち国内売上収益は、「アジルバ」、「ロトリガ」の伸長による売上寄与があったものの、「プロプレス」等の後発品浸透による減収を補えず、前期から197億円(3.5%)減収の5,417億円となりました。

主な品目の国内売上収益は下記のとおりです。(単位：億円)

	金額	対前期
「アジルバ」(高血圧症治療剤)	590	137 (30.1%)増
「プロプレス」(高血圧症治療剤)	585	361 (38.1%)減
「リュープリン」 (前立腺がん・乳がん・子宮内膜症治療剤)	538	38 (6.5%)減
「タケプロン」(消化性潰瘍治療剤)	413	113 (21.4%)減
「ネシーナ」(糖尿病治療剤)	369	15 (3.9%)減
「ロトリガ」(高脂血症治療剤)	223	91 (69.0%)増
「ベクティビックス」(結腸・直腸がん治療剤)	184	0 (0.3%)増
「レミニール」(アルツハイマー型認知症治療剤)	160	20 (14.5%)増

海 外

売上収益 **11,070億円** 対前期 538億円(5.1%)増

海外売上収益は、後発品の浸透による減収があった一方で、「エンティビオ」が好調に売上を伸ばしているほか、米国における「ベルケイド」、「デクスラント」などの売上も順調に推移したことにより、前期から538億円(5.1%)増収の11,070億円となりました。

主な品目の海外売上収益は下記のとおりです。(単位：億円)

	金額	対前期
「ベルケイド」(多発性骨髄腫治療剤)	1,574	112 (7.7%)増
「パントプラゾール」(消化性潰瘍治療剤)	1,008	30 (2.9%)減
「エンティビオ」(潰瘍性大腸炎・クローン病治療剤)	862	583 (209.5%)増
「デクスラント」(逆流性食道炎治療剤)	751	128 (20.6%)増
「リュープロレリン」 (前立腺がん・乳がん・子宮内膜症治療剤)	706	41 (6.2%)増
「ランソプラゾール」(消化性潰瘍治療剤)	482	22 (4.4%)減
「コルクリス」(痛風治療剤)	465	124 (21.0%)減
「カンデサルタン」(高血圧症治療剤)	262	49 (15.7%)減

(注) 売上収益は知的財産権収益および役務収益を含めて表示しております。

営業利益は、前期に米国でのアクトス関連訴訟にかかる損失2,741億円を計上していたことなどにより、前期から2,817億円増益の1,028億円となりました。

研究開発活動の内容および成果

当期においてプレスリリースされた研究開発活動ならびに事業開発活動の主な内容および成果は下記のとおりです(領域毎に時系列に記載)。

オンコロジー

[ニンラーロ]

2015年5月 経口プロテアソーム阻害剤「ニンラーロ(一般名：イキサゾミブ)」について、一次治療に奏効し、自家造血幹細胞移植を受けていない初発の多発性骨髄腫患者を対象に、本剤の維持療法を検証する臨床第3相試験(TOURMALINE-MM4試験)を開始したことを発表しました。

2015年7月 経口プロテアソーム阻害剤「ニンラーロ(一般名：イキサゾミブ)」について、再発・難治性の多発性骨髄腫を対象とした販売許可申請を米国食品医薬品局(FDA)に提出しました。また、イキサゾミブについて、販売許可申請を欧州医薬品庁(EMA)に提出し、欧州医薬品評価委員会(CHMP)より、再発・難治性の多発性骨髄腫の効能において、迅速審査*の指定を受けました。さらに、2015年8月、再発・難治性の多発性骨髄腫を対象とした販売許可申請がEMAに受理されました。

*EMAの迅速審査の指定は、公衆衛生に大きく貢献できると判断された医薬品、特に革新性を有すると判断された医薬品が対象となります。

2015年11月 FDAより、前治療歴のある多発性骨髄腫に対するレナリドミドおよびデキサメタゾンとの併用を適応症とした販売許可を取得しました。本剤の販売許可取得は、プロテアソーム阻害薬を用いた最初の二重盲検、プラセボ対照臨床第3相試験(TOURMALINE-MM1試験)データに基づくものです。販売許可は、申請から4ヶ月と10日で承認されました。2015年12月、第57回米国血液学会年次総会(ASH)において、本試験のデータを発表しました。また、2016年4月、本試験の結果がNew England Journal of Medicine (NEJM) 誌に掲載されました。

2016年2月 日本の厚生労働省より、再発または難治性の多発性骨髄腫を予定する効能・効果として、希少疾病用医薬品*の指定を受けました。

*希少疾病用医薬品の指定制度は、医療上の必要性が高いにもかかわらず、患者数が少ないことから十分な研究開発が進みにくい医薬品の開発を支援・促進する制度です。

[MLN8237]

2015年5月 オーロラ A キナーゼ阻害剤「MLN8237

(一般名：alisertib)」について、再発・難治性の末梢性T細胞性リンパ腫を対象とした臨床第3相試験の中止を発表しました。この決定は、本試験の中間解析結果に基づくものであり、本薬が当該効能において標準治療に勝る有効性を示す可能性が低いと判断しました。当社は、引き続き本薬の小細胞肺癌に対する有用性の検討を継続します。

[リュープリン]

2015年9月 「リュープリン(一般名：リュープロレリン)」の24週間持続製剤について、日本の厚生労働省より前立腺がんおよび閉経前乳がん治療剤として製造販売承認を取得しました。

[アドセトリス]

2015年10月 当社は、米国シアトルジェネティクス社と、同社より導入した悪性リンパ腫治療剤「アドセトリス(一般名：ブレンツキシマブ ベドチン)」について、未治療の進行期古典的ホジキンリンパ腫の患者を対象とし、化学療法と併用した場合の本剤の一次(フロントライン)治療としての有用性を検討するランダム化試験臨床第3相試験(ECHELON-1試験)の患者登録が完了したことを発表しました。本試験のデータ解析は2017年~2018年を予定しています。

2015年12月 第57回ASHにおいて、自家造血幹細胞移植後の再発・難治性のホジキンリンパ腫患者に対し、本剤を単独投与した臨床第2相試験の、治療後のフォローアップデータを発表しました。

2016年1月 過去に本剤が奏効した再発・難治性のホジキンリンパ腫および再発・難治性の全身性未分化大細胞リンパ腫に対する再治療データの添付文書への追記(タイプ2の変更)に関し、欧州委員会(EC)より承認を取得したことを公表しました。

[パートナーシップ/事業開発活動]

2015年4月 当社は、国立研究開発法人国立がん研究センターと、抗がん薬の研究開発に向けた提携を行う契約を締結しました。本契約に基づき、当社と同センターは、がんの基礎研究から臨床開発研究にわたる連携を実行に移すべく、必要な情報共有と協議を継続的に実施します。

2015年8月 当社は、米国ジェンシア社と、ミトコンドリア結合型糖質コルチコイド受容体作動薬と呼ばれる新規低分子化合物について、血液疾患および炎症性疾患の治療選択肢として共同研究開発を実施する契約を締結しました。本提携における最初の目標として、炎症性疾患領域およびがん領

域それぞれにおいて、前臨床試験に進める2つのリード化合物を共同で探索します。

2016年2月》当社は、米国メルサナ・セラピューティクス社(以下「メルサナ社」)と、両社間における戦略的提携を拡大する契約を締結しました。これにより、メルサナ社が有する新薬候補物質XMT-1522について、米国・カナダ以外の国・地域における権利を新たに獲得します。さらに、当社は、メルサナ社の有するFleximer抗体薬物複合体の基盤技術へのさらなるアクセスが可能となり、メルサナ社は、臨床第1相試験終了時点において対象となる新薬候補物質のうち1つを、米国において当社と共同開発・販売を実施できるオプション権を獲得します。また、両社は、抗体薬物複合体によって送達される抗腫瘍活性をもつ化合物(ペイロード)を共同開発します。

消化器系疾患

[エンティビオ]

2015年10月》潰瘍性大腸炎・クローン病治療剤「エンティビオ(一般名:ベドリズマブ)」について、米国消化器病学会年次総会および欧州消化器病週間において、本剤の有効性・安全性に関するデータを発表しました。

2016年3月》2016年欧州クローン病・大腸炎会議年次総会において、約3年間にわたり本剤の投与を受けた中等度から重度の活動期潰瘍性大腸炎患者における臨床的改善について検討するGEMINILTS(長期安全性)試験の中間解析結果を発表しました。



[タケキャブ]

2016年2月》酸関連疾患治療剤「タケキャブ(一般名:ボノプラザン)」を含むヘリコバクター・ピロリ除菌用パック

製剤「ボノサップパック」および「ボノピオンパック」について、日本の厚生労働省から製造販売承認を取得しました。

[パートナーシップ/事業開発活動]

2015年12月》当社は、米国コア・ファーマシューティカル・ディベロップメント社と、セリアック病の治療薬となり得る免疫調整薬の共同研究開発に関する契約を締結しました。本提携では、セリアック病の患者が食事に含まれるグルテンに対する耐性を獲得できるTolerizing Immune Modifying nanoParticle (TIMP) 技術を活用した治療薬の創出を目指します。

2016年1月》当社は、フランスのエンテローム・バイオサイエンス社と、潰瘍性大腸炎などの炎症性腸疾患や過敏性腸症候群などの腸管運動障害をはじめとした消化器系疾患において重要な役割を担うと考えられる腸内細菌を標的とした新たな治療薬創出に関する共同研究開発契約を締結しました。

2016年1月》当社は、カナダのエンジーン社と、同社の遺伝子導入基盤技術であるGene Pillを活用し、専門的な消化器系疾患領域に対する新規治療薬の研究、開発および製品化に関する戦略的提携を行う契約を締結しました。また、同社と協力し、抗体の経口投与を可能にすべくGene Pill技術を追求します。

中枢神経系疾患

[ラツォグ]

2015年5月》当社は、大日本住友製薬株式会社と、非定型抗精神病剤「ラツォグ(一般名:ルラシドン)」に関する、欧州における共同開発・独占的販売契約を解消することに合意し、2016年1月、同社へ欧州の開発・販売権を返還しました。

[ブリンテリックス]

2015年8月》デンマークのルンドベック社より導入した大うつ病治療剤「ブリンテリックス(一般名:ボルチオキセチン)」について、成人大うつ病性障害における認知機能障害に関する新たな臨床成績を添付文書の臨床試験の項に追記する旨の申請がFDAに受理されました。2016年2月、FDAの精神系薬物諮問委員会(PDAC)において、うつ病における認知機能障害に対する本剤の有効性に関し、10人の委員のうち8人が十分なエビデンスが示されたとする見解を支持しました。しかしながら、2016年3月、FDAより当該申請にかかる審査完了報告通知を受領しました。

[AD-4833/TOMM40]

2016年2月 》 当社と米国ジンファンデル・ファーマシューティカルズ社は、「AD-4833(一般名：ピオグリタゾン) / TOMM40」について、大規模臨床第3相試験であるTOMMORROW試験の患者登録が完了したことを公表しました。

[コパキソン]

2015年9月 》 当社は、イスラエルのテバ・ファーマシューティカル・インダストリーズ社より導入した多発性硬化症治療剤「コパキソン(一般名：グラチラマー)」について、日本の厚生労働省より製造販売承認を取得しました。

[パートナーシップ/事業開発活動]

2016年1月 》 当社は、米国エヌエスジーン社と、パーキンソン病の治療法となり得るカプセル化細胞治療薬の共同研究契約を締結しました。本共同研究では、埋め込み型・カプセル化細胞治療デバイスを用いて遺伝子組換え型グリア細胞株由来神経栄養因子を脳の罹患部位へ送達可能とすべく研究を実施します。

ワクチン

[組織体制]

2015年6月 》 当社は、グローバル ワクチン ビジネス ユニットについて、ワクチン事業のさらなる成長および重要なワクチンの開発加速に向け、グローバルおよびリージョナル拠点を設置し、米国におけるワクチン事業運営を統合することを発表しました。今後、米国マサチューセッツ州ボストン/ケンブリッジ地域とスイス・チューリッヒが日本国外におけるグローバル拠点となり、シンガポールとブラジルは引き続きリージョナル拠点として機能します。本体制の発足に伴い、米国モンタナ州ボーズマン、米国ウイスコンシン州マディソン、米国コロラド州フォートコリンズの3つの拠点を閉鎖し、現在米国イリノイ州ディアフィールドにある同ユニットの本部機能をボストン/ケンブリッジ地域に移します。この移転は2年をかけて実施し、2017年半ばに完了する予定です。

[季節性インフルエンザワクチン]

2015年8月 》 当社は、米国ナノセラピューティクス社と、同社がバクスアルタ社(旧バクスターインターナショナルインク社バイオサイエンス部門)から買収したワクチン製造の細胞培養技術であるヴェロ細胞培養技術に関し、販売権およ

び本技術の利用権の拡大に関する契約を締結しました。当社は、日本に加え日本以外の特定の地域においてヴェロ細胞培養技術を用いたパンデミックおよび季節性インフルエンザワクチンの開発・販売権を新たに獲得し、インフルエンザ以外のワクチン開発においてもヴェロ細胞培養技術および関連試料の利用が可能となりました。

[ヴァクセムヒブ]

2016年1月 》 当社は、スイスのノバルティス社*より導入した沈降ヘモフィルスb型ワクチン「ヴァクセムヒブ」について、日本の厚生労働省より、2か月齢以上5歳未満の小児におけるインフルエンザ菌b型による感染症の予防を適応症とした製造販売承認を取得しました。

※2014年4月、ノバルティス社は2015年3月末までに同社のワクチン事業をグラクソ・スミスクライン(GSK)社に移管することを発表しました。本移管により、GSK社はVAXEM Hibを含むノバルティス社のインフルエンザワクチン以外のグローバルワクチン事業を獲得しました。

[パートナーシップ/事業開発活動]

2016年5月 》 当社は、米国ビル&メリンダ・ゲイツ財団と発展途上国におけるポリオ根絶を目指し、事業提携契約を締結しました。当財団からの38百万米ドルの資金助成により、当社は、革新的なワクチン製造の基盤技術を強化し、安全かつ有効なセービン株不活化ポリオワクチンの開発を進め、承認を取得し、少なくとも年間5千万本のワクチンをGavi*(Global Alliance for Vaccine and Immunization: ワクチンと予防接種のための世界同盟)の援助を受けている70以上の発展途上国へ入手可能な価格で供給する計画です。

※Gaviは、世界の貧困国で生活する子供たちへ、新たに開発されるも接種率が低いワクチンへの接種機会を等しく提供するという共通目標のもと、公共セクター及び民間セクターがともに参加する、ワクチンに関するグローバルな同盟機構です。

その他

2015年4月 》 当社は、京都大学iPS細胞研究所(CiRA)と、iPS細胞技術の臨床応用に向けた10年間の共同研究契約を締結しました。2015年12月、T-CiRAと称する本共同研究において、がん、中枢神経系疾患(CNS)を含む多くの疾患領域で、iPS細胞技術の臨床応用を目指して研究プロジェクトを開始しました。

2015年4月 》 当社は、慶應義塾大学医学部および新潟大学と、湘南研究所において疾患関連RNA結合タンパク質の探索と機能解析に関する共同研究を実施する契約を締結したことを発表しました。

2015年4月 2型糖尿病治療剤「ネシーナ(一般名:アログリプチン)」の心血管系への安全性を評価したEXAMINE試験について、FDAの内分泌・代謝薬諮問委員会(EMDAC)において、本剤の2型糖尿病患者における心血管リスクプロファイルは許容範囲であるとの見解が示されました。さらに、2015年6月、第75回米国糖尿病学会学術集会(ADA)において、EXAMINE試験の事後解析データおよび追加の事後解析データを発表しました。

2015年6月 当社は、スイスのDrugs for Neglected Diseases initiative(DNDi)と、内臓リーシュマニア症の革新的な治療薬開発に向け、アミノピラゾール系化合物群の中から最適化合物を特定することを目的とした誘導体最適化プログラム(Lead Optimization)に協働して取り組む契約を締結しました。本プログラムは公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金(Global Health Innovative Technology Fund)の助成案件に選定されています。

2015年7月 2型糖尿病治療剤「アクトス(一般名:ピオグリタゾン)」をはじめとしたピオグリタゾン含有製剤につ

いて、欧州4ヶ国で実施された市販後の観察研究*の完了に伴い、当該データを各国規制当局に提出しました。本観察研究は、複数のデータベースに基づく、背景をそろえた集団での後ろ向き研究であり、最長10年間フォローアップされています。本観察研究では、ピオグリタゾン投与と膀胱がん発生リスクの間に関連性は示されませんでした。

*Pan European Multi-Database Bladder Cancer Risk Characterization Study

2015年9月 2型糖尿病治療剤「ネシーナ」とメトホルミンの配合剤について、日本の厚生労働省に製造販売承認申請を行いました。

2016年3月 当社は、米国フレイザー・ヘルスケア・パートナーズ社と、泌尿器科と婦人科領域における新薬開発を目指したバイオ医薬品の新会社アウトポスト・メディシン社を設立するとともに、アウトポスト・メディシン社に対し、腹圧性尿疾患治療薬として臨床開発中の「OP-233(TAK-233)」について、全世界における開発および販売に関する独占的権利を供与することを公表しました。

コンシューマーヘルスケア事業

売上収益	801億円	対前期	65億円(8.9%)増
営業利益	189億円	対前期	17億円(10.0%)増

コンシューマーヘルスケア事業の売上収益は、「アリナミン錠剤類」等の増収により、前期から65億円(8.9%)増収の801億円となりました。営業利益は、売上収益の増収による売上総利益の増益等により、17億円(10.0%)増益の189億円となりました。

その他事業

売上収益	786億円	対前期	111億円(12.4%)減
営業利益	91億円	対前期	234億円(72.0%)減

その他事業の売上収益は、2015年4月に当社が保有していた水澤化学工業株式会社の株式を譲渡したことで、同社およびその子会社の売上寄与がなくなり、前期から111億円(12.4%)減収の786億円となりました。営業利益は、前期に有形固定資産売却益157億円を計上していたほか、ロイヤルティ収入の減少や、子会社の営業利益が減少したことなどにより、234億円(72.0%)減益の91億円となりました。

(2) 設備投資・資金調達の状況

当期の設備投資金額は940億円になりました。設備投資に必要な資金については、ほとんどを自己資金でまかなっております。

一方、本年3月に2012年3月に発行した社債700億円を償還し、また2012年3月に借り入れた借入金300億円を返済するとともに、1,500億円の新規借入を実行したことにより、本年3月末における当社連結合計での社債残高は4,082億円、借入金残高は3,600億円となっています。

(3) 対処すべき課題

当社は「タケダイズム(誠実:公正・正直・不屈)」を企業活動の根幹に据えるとともに、「Patient(常に患者さんを中心に)」、「Trust(社会との深い信頼関係を築く)」、「Reputation(当社の評価をさらに高める)」、「Business(ビジネスを成長させる)」の優先順位で行動します。

当社は、患者さんや医療関係者の皆様を中心に考え、人材育成力を併せもつ機動的なグローバル組織として、「ベスト・イ

ン・クラス)の企業を目指します。

当社は、イノベーションにつながる新たなアプローチを有する世界トップクラスの研究開発力を構築するとともに、消化器系疾患、オンコロジー(がん)、中枢神経系疾患、新興国を柱とする成長ドライバーに注力し、コスト規律を堅持することで、売上および利益の持続的な成長を実現します。

当社は、「優れた医薬品の創出を通じて人々の健康と医療の未来に貢献する」というミッションの実現を目指し、この想いを「Better Health, Brighter Future」という言葉に集約しています。

中長期的な経営戦略および対処すべき課題

当社は、「Value」、「People」、「R&D」および「Business Performance」の4つの柱からなる戦略ロードマップを示しています。この戦略ロードマップの実践により、長期的にありたい姿である、消化器系疾患でのNo.1、オンコロジーにおけるトップ10、中枢神経系疾患および新興国事業の強いプレゼンスを目指します。また、中期的なマイルストーン(3年間のCAGR(年平均成長率))として、一桁台半ば(%)の実質的な売上収益の成長、二桁(%)の実質的なCore Earningsの成長を掲げています。

※当社は現在、7つのビジネスユニットを設置しています。グローバル オンコロジー ビジネス ユニットおよびグローバル ワクチン ビジネス ユニットは、「R&D」セクションに記載しています。各地域のビジネスユニット(USビジネスユニット、ジャパ ン ファーマ ビジネスユニット、エマー ジ ング マーケ ッ ツ ビジネス ユニ ャ ッ ト、EUCAN(欧州・カナダ) ビジネス ユニ ャ ッ ト、ジャパ ン コ ンシューマーヘルスケア ビジネス ユニ ャ ッ ト)については、「Business Performance」セクションに含まれます。

■ Value

「タケダイズム」ならびに「Patient-Trust-Reputation-Business」の価値観を実践します。2016年度は、全ての進出国でのコンプライアンス・モニタリング・ポリシーの導入やCSR戦略、Access to Medicine戦略の実施などに取り組んでまいります。

■ People

患者さんと医療関係者を中心に、機動性に富んだグローバル組織の構築、人材育成に引き続き注力し、様々な取り組みを進めます。2016年度は、カスタマー満足度インデックス調査の継続フォローとアクションプランの実行によりさらなる改善を目指します。また、グローバル人材開発プログラムの強化ならびに日

本におけるダイバーシティとインクルージョン促進策の実施に取り組んでまいります。

■ R&D

当社は、オンコロジー(がん)、消化器系疾患、中枢神経系疾患(特に精神疾患)の3領域を重点領域と位置づけ、同領域においてのリーダーを目指します。これに続く領域として、ワクチン、およびスペシャリティ循環器系疾患を位置づけ、前者ではビジネスおよびグローバルヘルスにおいて革新的なアプローチを追究し、後者ではターゲットを絞って価値を最大化します。当社は、患者さんを中心に考える、イノベーション主導の研究開発型企業として、これら疾患領域に注力してパイプラインの強化を図るとともに、治療モダリティ*に関する専門性の幅を広げ、将来にわたって持続的成長を可能とする、以下の研究開発力を獲得してまいります。

※低分子化合物、バイオリジクス、再生医療などの治療手法

- 治療モダリティに関する、低分子化合物のみに留まらない、バランスのとれた専門性(バイオリジクスや、T-CiRA (Takeda-CiRA Joint Program for iPS Cell Applications)を中心とした再生医療への重点的な取り組みなど)
- デジタルメディスンを含むデータサイエンス、バイオインフォマティクスおよびゲノム研究の専門性
- 創薬基盤技術としてのトランスレーショナルメディスン
- イノベーションの重要な源である外部機関との意義あるパートナーシップやコラボレーションの積極的な推進

グローバル オンコロジー ビジネス ユニ ャ ッ ト

当ユニットは、革新的な医薬品を研究、開発し、世界中のがん患者さんにお届けすることで、がんの治癒を目指しています。当社はがん領域において、革新的で急速に拡大しているパイプラインと、販売製品を多数有しており、グローバルでの売上高は3,000億円に達しています。製品は、ホジキンリンパ腫・全身性未分化大細胞リンパ腫治療剤「アドセトリス」、直腸結腸がん治療剤「ベクティビックス」、前立腺がん治療剤「リユープリン」、骨肉腫治療剤「メパクト」、多発性骨髄腫・マンデルセルリンパ腫治療剤「ベルケイド」ならびに多発性骨髄腫治療剤「ニンラーロ」など多岐にわたります。「ニンラーロ」は、米国に続き、欧州においても今後、2016年度中の承認が見込まれています。「ニンラーロ」は、ノーベル賞を受賞した科学技術に基づき、数十年に

わたる多発性骨髄腫研究によって生み出された製品であり、世界初の経口プロテアソーム阻害剤として発売されました。当社にとっては、がん領域における初のグローバル製品となります。「ニンテロ」はその有効性、安全性に加えて、経口投与という利便性の高さから、より長期での投与が可能になると考えられ、患者さんの治療成果の改善に繋がると期待しています。「アドセトリス」は、抗体薬物複合体技術を用いた製品であり、ホジキンリンパ腫の発症メカニズムにおいて重要な役割を果たすCD30抗原を標的とします。「アドセトリス」はホジキンリンパ腫の新薬として約30年ぶりに発売され、全身性未分化大細胞リンパ腫治療剤としては初めての医薬品となり、現在、60ヶ国以上で販売されています。当社は、イミュノジェン社、メルサナ・セラピューティクス社ならびにシアトルジェネティクス社などとのパートナーシップによる、次世代の分子標的薬剤輸送技術を用いて、抗体薬物複合体技術をさらに強化していきます。また、世界中のトップクラスの研究機関や学術機関との戦略的パートナーシップを通じて、イノベーションの機会を外部からも取り込んでいきます。こうした取り組みを通じて、がん患者さんにとって新たな治療オプションにつながる、がんの標的を探索し続けます。また、さらに多くの世界中の患者さんに、当社の画期的な新薬をお届けできるよう尽力してまいります。

グローバル ワクチン ビジネス ユニット

当社は、世界の公衆衛生における最も重要な課題に対応するワクチンの開発、販売に取り組んでいます。現在、世界中で毎年10億人が Dengue 熱、ノロウイルスに感染しているなか、当社は、これら感染症を予防する有望なワクチンを開発後期段階に有しており、この世界的な問題を解決することを目指しています。当社は、日本におけるワクチンビジネスについてもさらなる拡大を図っており、ヒブワクチンや水痘ワクチンを新製品として発売するとともに、製品ポートフォリオを拡充するため、他社との提携も行っています。当社の製造拠点である光工場は、最先端のワクチン製造施設を有しており、今後、世界中の国々に重要なワクチンを供給できるよう準備を進めてまいります。

■ Business Performance

US ビジネス ユニット

当ユニットは、海外の最大市場である米国において、消化器系疾患および中枢神経系疾患における新製品である「エンティビオ」、「プリンテリックス」*に注力するとともに、中枢神経系疾

患、痛風ならびに糖尿病領域におけるコアブランドの成長も図ります。また、製品価値を正しく提供していくため、患者さん、保険者および医療機関のニーズに応えることのできる販売アプローチを採り、成長していきます。当ユニットでは、より集中したかつ機動的な運営を可能とするため、2つの新たなビジネス ユニットを設置しました。スペシャルティ ビジネス ユニットはエンティビオに関わる販売、患者支援およびデータ構築を、ジェネラル メディシン ユニットは中枢神経系疾患、消化器系疾患、痛風、糖尿病関連の製品ポートフォリオを管理します。また、当ユニットでは、ベスト・イン・クラスの患者支援体制、マルチチャネルのマーケティング、分析およびカスタマーインサイトを構築してまいります。

※「プリンテリックス」は2016年6月より米国における製品名を「トリンテリックス」に変更して販売します。

ジャパン ファーマ ビジネス ユニット

当ユニットは、「アジルバ」ファミリー、DPP-4ファミリー、「ロトリガ」および「タケキャブ」ファミリーを2016-2018年度における成長ドライバーと位置づけ、薬価改定によるマイナス影響を乗り越えていきます。2016年度は特にこれら4製品に注力してまいります。長期的には、「エンティビオ」、「ラサギリン」、「プリンテリックス」などスペシャルティ分野におけるグローバル製品の上市が見込まれており、患者さんならびに医療関係者にさらなる価値を提供してまいります。また、当社は、幅広い患者さんのニーズならびにますます高まるジェネリック医薬品の重要性に対応するため、テバ社との合併会社を4月1日に設立し、当ユニットの長期取組品を合併会社に移管しました。こうした取り組みを通じて、2016-2018年度において、日本の製薬業界におけるNo.1企業としてのポジションを引き続き堅持してまいります。

エマージング マーケッツ ビジネス ユニット

当社は、進出済みの35の国・地域を超える新興国市場において、消化器系疾患、オンコロジーおよび糖尿病におけるバリューブランドや革新的な新薬を提供していくとともに、その他国々への新規進出、アンメットニーズへの対応に向けた提携も検討しています。

「タケダイズム」の実践ならびに徹底したコンプライアンスの浸透を図ることで、新興国市場において、患者さん、カスタマーならびに従業員からベスト・イン・クラスの企業と評価され、トップ10企業となることを目指します。

EUCAN ビジネス ユニット

当ユニットでは、機動的な組織ならびにスペシャリティケア事業への転換を加速させるとともに、エンティピオをバイオロジクスにおける第1選択薬とする戦略やコスト管理の徹底、成熟製品の効率的な管理を通じた成長を引き続き目指します。また、「ニラー〇」の発売に向けて万全の体制を整えていきます。差別化され充実したプログラムを通じて、人材育成を図ることで、既存の専門知識の深化や新たな専門知識の獲得に取り組み、持続的な変革を実現していきます。

患者さんを常に中心に考え、患者支援プログラムやデジタルヘルスの充実、業界トップのカスタマー・エンゲージメントならびにマルチチャネル・マーケティング体制の構築にも取り組んでまいります。

ジャパン コンシューマーヘルスケア ビジネス ユニット

当社は、日本を中心としたアジア地域におけるコンシューマーヘルスケア市場においてリーディングカンパニーを目指し、当ユニットの事業の分社化に向けて100%子会社「武田コンシューマーヘルスケア株式会社」を2016年4月に設立しました。新会社は、コンシューマーヘルスケア市場においてより機動的なビジネスモデルを構築し、当該市場における環境変化に迅速に対応してまいります。新会社は2017年4月から営業を開始する予定です。

重要な経営指標

企業価値を持続的に向上させるためには、実際の事業活動のパフォーマンスを把握することが重要と考えています。当社では、為替影響や事業売却などの特殊要因による影響を控除した「実質的な成長」(Underlying Growth)が、実際の事業活動のパフォーマンスを表していると考えます。こうした考え方から、当社では「Underlying Revenue Growth」(実質的な売上収益の成長)、「Underlying Core Earnings^(注1)Growth」(実質的なコア・アーニングスの成長)および「Underlying Core EPS^(注2)Growth」(実質的なコアEPSの成長)を重要な経営指標としています。

(注1) 2016年度以降、Core Earningsは、売上総利益から販売費及び一般管理費、および、研究開発費を控除して算出します。さらに、非定期的もしくは本業に起因しない(ノン・コア)事象であり、かつ、金額の大きい影響(10億円以上)を調整します。これらには、自然災害による影響、企業買収に係る会計処理の影響、主な訴訟費用、事業構造再編費用、政府による法令変更の措置の影響などが含まれます。

(注2) 2016年度以降、Core EPSの算出にあたっては、Core Earningsから、営業利益以下の各科目のうち、非定期的もしくは本業に起因しない(ノン・コア)事象であり、かつ、金額の大きい影響(10億円以上)を調整します。ここには、条件付対価に係る公正価値変動影響などが含まれます。さらに、これらに係る税金影響に加え、Core Earnings調整に係る税金影響を合わせて調整します。

2016年度 目標とする経営指標(マネジメントガイダンス)

実質的な売上収益	1桁台半ばの成長 (%)
実質的なCore Earnings	10%台前半から半ばの成長 (%)
実質的なCore EPS	10%台前半から半ばの成長 (%)

2016年度の業績予想

	金額	
売上収益	17,200 億円	(注) 為替レートは、 1米ドル=110円、 1ユーロ=125円を 前提としています。
研究開発費	3,250 億円	
営業利益	1,350 億円	
税引前当期利益	1,325 億円	
当期利益 (親会社の所有者帰属分)	880 億円	
EPS	112.31 円	

利益配分に関する基本方針

当社は、成長戦略を着実に実行すると共に、一層の資金効率向上に努め、持続的な収益力とキャッシュ創出力の向上に取り組みます。また、資金の使途については、健全な財務基盤のもと、次の事項に対して、バランスよく配分してまいります。

- パイプラインや基盤技術に対する研究開発投資(自社の研究開発ならびに外部からの導入/獲得)
- 成長ドライバー(消化器系疾患(GI)、オンコロジー、中枢神経系疾患(CNS)の重点領域と新興国事業)の強化に資する事業開発機会
- 企業価値向上による株主のキャピタルゲインを重視するとともに、配当と自己株式の取得による株主還元

(4) 訴訟について

①米国AWP訴訟の件

米国における一部の医薬品の販売に関し、AWP(Average Wholesale Price: 平均卸売価格)として公表されている価格と実際の販売価格とが乖離していること等により損害を受けたとして、患者本人、保険会社および州政府等から損害賠償を請求する民事訴訟(いわゆる「AWP訴訟」)が、大手を含む多数の

製薬会社に対し提起されております。「TAPファーマシューティカル・プロダクツ Inc.」(以下、「TAP社」)は、「ランソプラゾール(米国製品名：プレバシド)」につき、三つの州裁判所において、AWP訴訟を提起されております。うち、1件については当社も被告とされております。

当社グループは、本訴訟につきまして遺漏なく対応してまいります。

(注)「TAP社」は2008年6月に武田ファーマシューティカルズ・ノースアメリカ Inc. (以下、「TPNA社」)と合併し、「TPNA社」は2012年1月に武田ファーマシューティカルズUSA Inc. (「TPUSA社」)に社名変更しています。「TAP社」は「TPNA社」との合併前にプレバシドを販売していました。

②ピオグリタゾン製剤に起因する膀胱がんを主張する製造物責任訴訟の件

当社および武田ファーマシューティカルズUSA Inc.等複数の在米子会社(以下「当社ら」)ならびに米国Eli Lilly and Company(本社：米国インディアナ州インディアナポリス)は、2型糖尿病治療剤である「ピオグリタゾン(米国製品名：「アクトス」)を含有する製剤」(以下「アクトス」)の服用による膀胱がんの増悪等を主張する方々から、複数の米国連邦および州裁判所において訴訟を提起されております。また、米国外において、同様の健康被害を主張する訴訟等が提起されております。

2015年4月29日(米国時間4月28日)、当社らは、米国で提起されている製造物責任訴訟に関し、大多数を解決する和解に向けた、原告団代表との合意に至りました。この和解の対象は、米国において健康被害として膀胱がんを内容とする訴えを上記和解合意の日現在に提訴している方々ならびに同日現在あるいは同日から3日以内に同旨の請求につき訴訟代理人を委嘱した方々です。この和解はこれらの提訴者等の95%がその受け入れを選択した場合に有効となり、その割合に達した際に、当社は23.7億米ドルを別途設立される和解基金に支払うことに合意しました。また同様に97%を超える提訴者等が和解の受け入れを選択した場合、和解基金への支払い金額は24億米ドルになります。この和解により、和解合意所定の判定条件を満たす提訴者等は上記の基金から支払いを受けることになります。

2015年9月12日(米国時間9月11日)、当社らは、上記によるアクトス製造物責任訴訟の解決プログラムへの、所定の判定条件を満たす提訴者等の参加率が96%を超えたことを公表しました。また、2015年10月7日(米国時間)に、当該参加率が

97%を超えたことおよび同解決プログラムが発効したことがいづれも確認され、2016年3月に、当社らは和解基金に24億米ドルを支払いました。

なお、本年度末現在において、同解決プログラムへの参加率は99%を超えております。

当社は、本訴訟における原告側の主張には根拠がないものと考えており、当社の法的責任を認めるものではありません。当社はアクトスに関し、責任ある対応をしてきたと確信しております。和解後に提訴あるいは継続する事件については、可能なあらゆる法的手段を以って争ってまいります。

③コルヒチン製剤に関する特許侵害訴訟および行政訴訟の件

2014年9月30日、米国食品医薬品局(以下「FDA」)は、Hikma Pharmaceuticals PLC(以下「ヒクマ社」)のコルヒチンのカプセル製剤であるMitigareの販売を承認しました。これを受けてTPUSA社は、FDAより初めて承認された単一成分の経口コルヒチン製剤であるColcrysに関してTPUSA社が有する複数の特許を侵害しているとして、ヒクマ社およびその子会社に対する特許侵害訴訟を米国デラウェア地区連邦地方裁判所に提起しました。また、TPUSA社はMitigareの販売を禁ずる一方的緊急差止命令(以下「TRO」)と仮差止を求める申立を提起しました。同年10月9日、同裁判所は仮差止申立についての決定が下されるまでTROを認めました。同年11月4日、同裁判所は仮差止申立を却下しましたが、TPUSA社が即時に控訴を行うことを条件にTROを延長することを決定しました。本決定に応じTPUSA社は、合衆国連邦巡回区控訴裁判所に控訴申立を行いました。2015年1月9日、合衆国連邦巡回区控訴裁判所は仮差止申立却下の地方裁判所の判断を支持し、ヒクマ社がヒクマ社製品を販売することを認めました。当社は、地方裁判所でのヒクマ社に対する特許侵害訴訟を継続し、終局的差止命令とヒクマ社製品の販売により被る逸失利益を含む損害賠償を求めてまいります。

並行してTPUSA社は、2014年10月に特許侵害訴訟を提起した直後に、Mitigareの承認の撤回または保留を求めてFDAに対する行政訴訟を米国コロンビア特別区連邦地方裁判所に提起しました。この訴訟でTPUSA社は、ヒクマ社のMitigareの承認手続きにおいて、行政手続法の違反があったと主張しました。2015年1月9日、同裁判所はこの申立を却下しました。本決定に対し当社は控訴しました。

(5) 財産および損益の状況の推移

当社は、第137期より、国際会計基準(IFRS)に基づいて連結計算書類を作成しております。各表については、IFRSに準拠した用語に基づいて表示しております。

①企業集団の財産および損益の状況の推移

	第136期 自 2012.4. 1 至 2013.3.31		第137期 自 2013.4. 1 至 2014.3.31	第138期 自 2014.4. 1 至 2015.3.31	第139期 自 2015.4. 1 至 2016.3.31
	日本基準	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売上収益 (億円)	15,573	15,570	16,917	17,778	18,074
営業利益 (億円)	1,225	650	1,393	△1,293	1,308
経常利益 (億円)	1,132	—	—	—	—
税引前当期利益 (億円)	1,297	1,331	1,589	△1,454	1,205
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (億円)	1,312	1,486	1,067	△1,458	802
基本的1株当たり当期利益 (円)	166.25	188.21	135.10	△185.37	102.26
総資産 (億円)	39,556	40,526	45,691	42,962	38,241
資本合計 (億円)	22,234	23,383	25,406	22,062	20,112

②企業集団の事業区分別売上収益の推移

	第136期 自 2012.4. 1 至 2013.3.31		第137期 自 2013.4. 1 至 2014.3.31	第138期 自 2014.4. 1 至 2015.3.31	第139期 自 2015.4. 1 至 2016.3.31
	日本基準	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
医療用医薬品事業 (億円)	14,017	14,015	15,291	16,145	16,487
国内 (億円)	5,884	5,882	5,821	5,613	5,417
海外 (億円)	8,133	8,133	9,470	10,532	11,070
コンシューマーヘルスケア事業 (億円)	669	669	729	736	801
その他事業 (億円)	931	886	898	897	786
合計 (億円)	15,573	15,570	16,917	17,778	18,074

(注) 1. 当期より、従来の「ヘルスケア事業」から「コンシューマーヘルスケア事業」へとセグメント名称を変更しております。なお、セグメント名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

2. 日本基準において、「その他事業」に外部向け不動産賃貸収益を含めて表示しておりますが、全社合計では「営業外収益」に組み替えているため当該金額は含まれておりません。IFRSにおいては、「その他事業」に当該収益は含まれておらず、日本基準のような組み替えはしてありません。

③企業集団の海外売上収益の推移

	第136期 自 2012.4. 1 至 2013.3.31		第137期 自 2013.4. 1 至 2014.3.31	第138期 自 2014.4. 1 至 2015.3.31	第139期 自 2015.4. 1 至 2016.3.31
	日本基準	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
海外売上収益 (億円)	8,228	8,227	9,578	10,650	11,193
企業集団の売上収益に占める 海外売上収益の割合 (%)	52.8	52.8	56.6	59.9	61.9

④企業集団の研究開発費の推移

	第136期 自 2012.4. 1 至 2013.3.31		第137期 自 2013.4. 1 至 2014.3.31	第138期 自 2014.4. 1 至 2015.3.31	第139期 自 2015.4. 1 至 2016.3.31
	日本基準	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
研究開発費 (億円)	3,243	3,213	3,416	3,821	3,459
企業集団の売上収益に対する比率 (%)	20.8	20.6	20.2	21.5	19.1

なお、当社の財産および損益の状況の推移は次のとおりであります。

	第136期 自 2012.4. 1 至 2013.3.31	第137期 自 2013.4. 1 至 2014.3.31	第138期 自 2014.4. 1 至 2015.3.31	第139期 自 2015.4. 1 至 2016.3.31
売上高 (億円)	7,899	7,965	7,762	7,770
営業利益 (億円)	881	1,140	1,101	942
経常利益 (億円)	963	2,099	2,395	2,929
当期純利益 (億円)	1,553	2,055	607	2,630
1株当たり当期純利益 (円)	196.68	260.27	77.20	335.48
総資産 (億円)	24,261	27,285	25,912	26,995
純資産 (億円)	15,280	15,843	14,779	15,722

(6) 企業集団の主要な事業内容 (2016年3月31日現在)

当社グループは次の製品の製造および販売を行っております。

事業区分	主要な製品
医療用医薬品事業	医療用医薬品
コンシューマーヘルスケア事業	一般用医薬品、医薬部外品
その他事業	試薬、臨床検査薬、化成品

(7) 重要な子会社の状況 (2016年3月31日現在)

重要な子会社および関連会社の状況

	会社名 (主要な事業所)	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
米 国	武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル Inc. (本社：米国 イリノイ州ディアフィールド)	1米国ドル	100.0%	医薬品の研究・開発の統括および 米国における販売の統括
	武田ファーマシューティカルズUSA Inc. (本社：米国 イリノイ州ディアフィールド)	1千米国ドル (112千円)	100.0%	持株会社および医薬品の販売
	ミレニアム・ファーマシューティカルズ Inc. (本社：米国 マサチューセッツ州ケンブリッジ)	0.1米国ドル	100.0%	医薬品の研究・開発・販売
	武田カリフォルニア Inc. (本社：米国 カリフォルニア州サンディエゴ)	1米国ドル	100.0%	医薬品の研究
	武田ワクチン Inc. (本社：米国 イリノイ州ディアフィールド)	1米国ドル	100.0%	医薬品の研究・開発
	米州武田開発センター Inc. (本社：米国 イリノイ州ディアフィールド)	1米国ドル	100.0%	医薬品の開発
	武田ベンチャー投資 Inc. (本社：米国 カリフォルニア州パロアルト)	1米国ドル	100.0%	バイオベンチャー企業に対する投資
欧州 および カナダ	武田ヨーロッパ・ホールディングス B.V. (本社：オランダ ホーフドルフ)	28,016万ユーロ (35,711百万円)	100.0%	欧州における持株会社
	武田 A/S (本社：デンマーク トストルブ)	11万ユーロ (14百万円)	100.0%	欧州における持株会社
	武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル AG (本社：スイス チューリッヒ)	350万スイスフラン (407百万円)	100.0%	医薬品の日本および米国を除く地 域における販売の統括
	武田ファーマシューティカルズ・ヨーロッパ Limited (本社：英国 ロンドン)	400万英国ポンド (647百万円)	100.0%	欧州における医薬品販売会社の統 括

	会社名 (主要な事業所)	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
欧州およびカナダ	武田 GmbH (本社：ドイツ コンスタンツ) (工場：ドイツ シンゲン、オラニエンブルク)	1,090万ユーロ (1,389百万円)	100.0%	医薬品の研究・開発・製造・販売
	武田ファルマ Vertrieb GmbH & Co.KG (本社：ドイツ ベルリン)	100万ユーロ (127百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田イタリア S.p.A. (本社：イタリア ローマ) (工場：イタリア チェラノ)	1,125万ユーロ (1,434百万円)	100.0%	医薬品の製造・販売
	武田オーストリア GmbH (本社、工場：オーストリア リンツ)	1,486万ユーロ (1,895百万円)	100.0%	医薬品の製造・販売
	武田ファルマ Ges.m.b.H (本社：オーストリア ウィーン)	60万ユーロ (76百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田フランス S.A.S. (本社：フランス パリ)	324万ユーロ (413百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田 Pharma A/S (本社：デンマーク トストルブ) (工場：デンマーク ホープロ)	94,870万デンマーククローネ (16,228百万円)	100.0%	医薬品の開発・製造・販売
	武田 AS (本社、工場：ノルウェー アスケー)	27,270万ノルウェークローネ (3,692百万円)	100.0%	医薬品の製造・販売
	武田ベルギー SCA/CVA (本社：ベルギー ブリュッセル)	44万ユーロ (56百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田 Christiaens SCA/CVA (本社：ベルギー ブリュッセル)	558万ユーロ (711百万円)	100.0%	医薬品の製造・販売
	英国武田 Limited (本社：英国 バッキンガムシャー)	5,000万英国ポンド (8,083百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田 Oy (本社：フィンランド ヘルシンキ)	132万ユーロ (169百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田ファルマ AG (本社：スイス プフェフィコーン)	55万スイスフラン (64百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田 Farmaceutica Espana S.A. (本社：スペイン マドリッド)	121万ユーロ (155百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田オランダ B.V. (本社：オランダ ホーフトルプ)	1,000万ユーロ (1,275百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田 Pharma AB (本社：スウェーデン ソルナ)	200万スウェーデンクローネ (28百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田 Pharma Sp. z o.o. (本社：ポーランド ワルシャワ) (工場：ポーランド ウィシユコビツェ)	19,133万ズロチ (5,709百万円)	100.0%	医薬品の製造・販売
	武田 Hellas S.A. (本社：ギリシャ アテネ)	300万ユーロ (382百万円)	100.0%	医薬品の販売
	武田アイルランド Limited (本社：アイルランド キルダリー) (工場：アイルランド キルダリー、ダブリン)	39,602万ユーロ (50,478百万円)	100.0%	医薬品の製造
	武田ケンブリッジ Limited (本社：英国 ケンブリッジ)	294万英国ポンド (475百万円)	100.0%	医薬品の研究
欧州武田開発センター Ltd. (本社：英国 ロンドン)	80万英国ポンド (129百万円)	100.0%	医薬品の開発	
武田カナダ Inc. (本社：カナダ オークビル)	5,800万カナダドル (5,029百万円)	100.0%	医薬品の販売	
ロシア/ CIS	武田ファーマシューティカルズ Limited Liability Company (本社：ロシア モスクワ)	26千ロシアルーブル (43千円)	100.0%	医薬品の販売
	武田ウクライナ LLC (本社：ウクライナ キエフ)	5万フリヴニャ (221千円)	100.0%	医薬品の販売
	武田カザフスタン LLP (本社：カザフスタン アルマトイ)	15万カザフスタンテンゲ (49千円)	100.0%	医薬品の販売

	会社名 (主要な事業所)	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
中南米	武田 Distribuidora Ltda. (本社：ブラジル サンパウロ)	1,133万ブラジルレアル (354百万円)	100.0%	医薬品の販売
	Multilab Indústria e Comércio de Produtos Farmacêuticos Ltda. (本社、工場：ブラジル サン・ジェロニモ)	52,515万ブラジルレアル (16,403百万円)	100.0%	医薬品の研究・開発・製造・販売
	武田 Pharma Ltda. (本社、工場：ブラジル サンパウロ)	2,383万ブラジルレアル (744百万円)	100.0%	医薬品の製造・販売
	武田メキシコ S.A. de C.V. (本社、工場：メキシコ ナウカルパン)	38,694万メキシコペソ (2,525百万円)	100.0%	医薬品の製造・販売
	武田 Pharma, S.A. (本社、工場：アルゼンチン ブエノスアイレス)	9,774万アルゼンチン・ペソ (752百万円)	100.0%	医薬品の製造・販売
アジア	武田(中国)投資有限公司 (本社：中国 上海)	7,500万米ドル (8,432百万円)	100.0%	中国における持株会社および医薬品の開発
	武田ファーマシューティカルズ(アジア・パシフィック) Pte. Ltd. (本社：シンガポール)	1,543万シンガポールドル (1,285百万円)	100.0%	アジアにおける医薬品販売会社の統括
	広東テックプール・バイオファーマ Co., Ltd. (本社、工場：中国 広州)	10,000万中国元 (1,740百万円)	51.3%	医薬品の研究・開発・製造・販売
	武田薬品(中国)有限公司 (本社：中国 泰州)	6,160万米ドル (6,925百万円)	100.0%	医薬品の販売
	天津武田薬品有限公司 (本社、工場：中国 天津)	7,560万米ドル (8,499百万円)	100.0%	医薬品の製造・販売
	武田ファーマシューティカルズ韓国 Co., Ltd. (本社：韓国 ソウル)	200,000万韓国ウォン (197百万円)	100.0%	医薬品の販売
	タイ武田 Ltd. (本社：タイ バンコク)	10,200万バーツ (325百万円)	52.0%	医薬品の販売
	台湾武田 Ltd. (本社：台湾 台北)	9,000万台湾ドル (314百万円)	100.0%	医薬品の販売
	P.T. インドネシア武田 (本社：インドネシア ジャカルタ) (工場：インドネシア プカシ)	146,700万ルピア (12百万円)	70.0%	医薬品の製造・販売
	武田ヘルスケア・フィリピン Inc. (本社：フィリピン マニラ)	14,000万フィリピンペソ (341百万円)	100.0%	医薬品の販売
	アジア武田開発センター Pte. Ltd. (本社：シンガポール)	500万シンガポールドル (416百万円)	100.0%	医薬品の開発
	武田ワクチン Pte. Ltd. (本社：シンガポール)	7千シンガポールドル (1百万円)	100.0%	医薬品の研究・開発
	その他	武田 (Pty.) Ltd. (本社：南アフリカ ヨハネスブルグ)	140万ランド (11百万円)	100.0%
武田ファーマシューティカルズ・オーストラリア Pty. Ltd. (本社：オーストラリア シドニー)		45万オーストラリアドル (39百万円)	100.0%	医薬品の販売
国内	日本製薬株式会社 (本社：東京都千代田区) (工場：成田市、泉佐野市)	760百万円	87.5%	医薬品の研究・開発・製造・販売
	武田ヘルスケア株式会社 (本社、工場：福知山市)	400百万円	100.0%	医薬品の製造
	天藤製薬株式会社 (本社、工場：福知山市)	96百万円	30.0%	医薬品の研究・開発・製造・販売
	和光純薬工業株式会社 (本社：大阪市) (工場：川越市、豊橋市、尼崎市)	2,340百万円	70.3%	試薬・臨床検査薬・化成品の製造・販売

(注) 1. 「資本金」欄の()による日本円表示につきましては、期末日現在のレートで換算しております。

2. 当社の出資比率には子会社を通じた間接所有分を含みます。

3. 上記の重要な子会社・関連会社は、武田ヘルスケア株式会社(コンシューマーヘルスケア事業)、天藤製薬株式会社(コンシューマーヘルスケア事業)および和光純薬工業株式会社(その他事業)を除き、医療用医薬品事業にかかる子会社・関連会社であります。

4. 当社の連結子会社(パートナーシップを含む)は135社、持分法適用関連会社は15社となっております。

5. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

6. 当社の特定子会社であった武田アメリカ・ホールディングス Inc.は、2016年3月、当社の連結子会社である武田ファーマシューティカルズUSA Inc.に吸収合併されたことにより消滅しております。

(8) 当社の主要な事業所 (2016年3月31日現在)

本 社	大阪市中央区道修町四丁目1番1号
東 京 本 社	東京都中央区日本橋二丁目12番10号
支 店	札幌支店、東北支店(仙台市)、東京支店、横浜支店、千葉・埼玉支店(東京都)、北関東・甲信越支店(東京都)、名古屋支店、大阪支店、神戸支店、京都支店、四国支店(香川県高松市)、中国支店(広島市)、福岡支店
工 場	大阪工場、光工場(山口県光市)
研 究 所	循環代謝創薬ユニット、中枢創薬ユニット、癌創薬ユニット、炎症疾患創薬ユニット、エクストラバリュー創薬ユニット、消化器疾患創薬ユニット、再生医療ユニット、化学研究所、生物分子研究所、基盤技術研究所、薬剤安全性研究所、薬物動態研究所(以上、神奈川県藤沢市) 研究開発部、製薬研究所、製剤技術研究所、開発分析研究所、イノベーションテクノロジー研究所(以上、大阪市) ワクチン技術研究部、光バイオ技術室(以上、山口県光市)

(注) 上記の支店、工場および研究所は、研究開発部(コンシューマーヘルスケア事業)を除き、医療用医薬品事業にかかる支店、工場および研究所であります。

(9) 従業員の状況 (2016年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	対前期末増減
31,168名	(減)160名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 上記のうち、医療用医薬品事業に帰属する者は28,762名、コンシューマーヘルスケア事業に帰属する者は500名、その他事業に帰属する者は1,906名であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
6,780名	(-)名	40.0歳	14.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 上記のうち、医療用医薬品事業に帰属する者は6,449名、コンシューマーヘルスケア事業に帰属する者は314名、その他事業に帰属する者は17名であります。

(10) 主要な借入先および借入額 (2016年3月31日現在)

借入先	借入残高
シンジケートローン	170,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	50,000百万円
農林中央金庫	50,000百万円
日本生命保険相互会社	40,000百万円
みずほ信託銀行株式会社	30,000百万円
信金中央金庫	20,000百万円

(注)シンジケートローンは株式会社三井住友銀行ほかを幹事とする複数の貸付人からの協調融資によるものです。

2. 当社の株式に関する事項 (2016年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,500,000,000 株
(2) 発行済株式の総数 790,284,095 株 (自己株式 146,961株を含む。)
(3) 株主数 265,421 名
(4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本生命保険相互会社	50,760	6.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	36,308	4.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	33,223	4.20
JP MORGAN CHASE BANK 380055	30,670	3.88
公益財団法人 武田科学振興財団	17,912	2.27
パークレイズ証券株式会社	15,000	1.90
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	13,741	1.74
JP MORGAN CHASE BANK 385147	11,358	1.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	10,903	1.38
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	10,044	1.27

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式の数を減じた株式数(790,137,134株)を基準に算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ①当社は、2014年6月27日開催の第138回定時株主総会の決議およびこれに基づく取締役会決議に基づき、当社取締役(海外居住の取締役および社外取締役を除く)を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を一層高めることを目的として、役員報酬BIP信託制度を導入しております。
2016年3月31日現在において、役員報酬BIP信託にかかる信託口が所有する当社株式は567,536株です。
- ②当社は、第138期より、取締役会の決議に基づき、当社グループ上級幹部を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を一層高めることを目的として、株式付与ESOP信託制度を導入しております。
2016年3月31日現在において、株式付与ESOP信託にかかる信託口が所有する当社株式は5,948,184株です。

3. 当社の新株予約権に関する事項

当社役員(社外役員を除く)が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

(2016年3月31日現在)

名称 (発行決議の日)	発行時の 割当対象者	新株予約権の 払込金額	新株予約権 の行使に際し て出資される 財産の価額	新株予約権の 行使期間	新株予約権の 主な行使条件	新株予約権の目的 となる株式の種類 および数(ならびに 新株予約権の数)	当社役員(社外役員を除く)の保有 状況および新株 予約権の数(注)1
2010年度発行 新株予約権 (2010年6月25日)	当社取締役 (社外取締役を除く) 5名	1株当たり 3,028円	1株当たり 1円	2013年7月11日から 2020年7月10日まで(注)2	(注)3	当社普通株式 11,500株 (115個)	当社監査役 1名 70個
2011年度第1回発行 新株予約権 (2011年6月24日)	当社取締役 (社外取締役を除く) 4名	1株当たり 2,726円	1株当たり 1円	2014年7月16日から 2021年7月15日まで(注)2	(注)3	当社普通株式 29,700株 (297個)	当社取締役 1名 195個 当社監査役 1名 101個
2011年度第2回発行 新株予約権 (2011年6月24日)	当社コーポレート オフィサー および上級幹部 113名	1株当たり 427円	1株当たり 3,705円	2014年7月16日から 2031年7月15日まで(注)4	(注)5	当社普通株式 1,209,300株 (12,093個)	当社取締役 2名 947個
2012年度第1回発行 新株予約権 (2012年6月26日)	当社取締役 (社外取締役を除く) 4名	1株当たり 2,678円	1株当たり 1円	2015年7月18日から 2022年7月17日まで(注)2	(注)3	当社普通株式 62,600株 (626個)	当社取締役 2名 412個 当社監査役 1名 107個
2012年度第2回発行 新株予約権 (2012年7月30日)	当社コーポレート オフィサー および上級幹部 118名	1株当たり 369円	1株当たり 3,725円	2015年7月18日から 2032年7月17日まで(注)4	(注)5	当社普通株式 1,806,600株 (18,066個)	当社取締役 1名 632個
2013年度第1回発行 新株予約権 (2013年6月26日)	当社取締役 (社外取締役を除く) 4名	1株当たり 3,709円	1株当たり 1円	2016年7月20日から 2023年7月19日まで(注)2	(注)3	当社普通株式 45,900株 (459個)	当社取締役 3名 377個 当社監査役 1名 82個

- (注) 1. 当社の社外役員が保有する新株予約権はありません。
 2. 上記期間の初日より前であっても、新株予約権の割当てを受けた取締役が、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合には、退任の日の翌日より新株予約権の行使ができるものとする。
 3. (1) 新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
 (2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
 4. 上記期間の初日より前であっても、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了により退任または定年退職した場合その他正当な理由のある場合には、退任または退職の日の翌日より新株予約権の行使ができるものとする。
 5. (1) 新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任または定年退職した場合その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
 (2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

4. 当社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役 (2016年3月31日現在)

当社は、最適な取締役選任ルールを策定し、取締役として相応しい人材を選任するために、取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とする指名委員会を設置しております。

当事業年度末における取締役および監査役の状況は次のとおりであります。

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況等
長谷川 閑史	取締役会長		
クリストフ ウェバー (Christophe Weber)	代表取締役社長	チーフ エグゼクティブ オフィサー	
本田 信司	専務取締役	コーポレート ストラテジー オフィサー	武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル Inc. 社長
岩崎 真人	取締役	ジャパン ファーマ ビジネスユニット プレジデント	
* アンドリュー プランプ (Andrew Plump)	取締役	チーフ メディカル&サイエンティフィック オフィサー	武田ファーマシューティカルズ・インターナショナル Inc. 副社長
数土 文夫	取締役		東京電力株式会社 取締役会長
小島 順彦	取締役		三菱商事株式会社 取締役会長
坂根 正弘	取締役		株式会社小松製作所 相談役
武田 直久	常勤監査役		
* 山中 康彦	常勤監査役		
藤沼 亜起	監査役		公認会計士
国谷 史朗	監査役		弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員

(注) 1. *印の取締役および監査役は、2015年6月26日開催の第139回定時株主総会において、新たに選任され、就任したものであります。

2. 当事業年度中に退任した取締役・監査役

常務取締役 山中 康彦 (2015年6月26日退任)

取締役 山田 忠孝 (2015年6月26日退任)

取締役 フランソワ ロジェ (2015年6月26日退任)

常勤監査役 櫻田 照男 (2015年6月26日退任)

3. 取締役 数土文夫、小島順彦および坂根正弘は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

4. 監査役 藤沼亜起および国谷史朗は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5. 監査役 藤沼亜起は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は、取締役 小島順彦の兼職先であります三菱商事株式会社との間に、原材料の購買取引がありますが、その年間取引金額が当社および三菱商事株式会社の売上高に占める比率はいずれも1%未満です。

7. 当社は、監査役 国谷史朗の兼職先であります弁護士法人大江橋法律事務所の他の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、その年間取引金額が当社および弁護士法人大江橋法律事務所の売上高に占める比率はいずれも1%未満です。

8. 上記6. および7. を除く社外役員の重要な兼職先と当社との間に記載すべき関係はありません。

9. 当社は、「社外役員の独立性に関する基準」を定め、この基準をもとに社外役員を選任しており、社外役員全員(すなわち取締役 数土文夫、小島順彦および坂根正弘ならびに監査役 藤沼亜起および国谷史朗)が株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所の独立役員の要件を満たしておりますので、社外役員全員を独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

取締役の報酬等は、定額である基本報酬、各事業年度の連結業績等を勘案した賞とおよび3か年にわたる中長期的な業績および当社株価に連動する長期インセンティブプラン(株式報酬)により構成され、社外取締役につきましては当社の業務執行の監督という役割に照らし、定額の基本報酬のみとしております。なお、取締役(社外取締役を除く)の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しております。

なお、監査役(社外監査役を含む)は定額の基本報酬のみとしております。

当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額につきましては次のとおりであります。

取 締 役	11名	1,183百万円	(うち社外取締役 3名	54百万円)
監 査 役	5名	137百万円	(うち社外監査役 2名	29百万円)

- (注) 1. 上記には、2015年6月26日開催の第139回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名を含んでおります。
2. 上記の取締役の報酬等の総額には、以下の基本報酬額、株式報酬および2013年度まで付与されていたストック・オプションに係る費用計上額が含まれております。なお、賞とおよび使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 基本報酬額は、月額90百万円以内(うち社外取締役分は月額10百万円以内)(2014年6月27日開催の第138回定時株主総会決議による)において、役職別に定額としております。
 - ストック・オプションに係る費用計上額は、ストック・オプションとして割り当てた新株予約権に関する報酬等のうち当事業年度に費用計上した額(68百万円)であります。新株予約権の割当てについては、原則として基本報酬の60%相当額を割当日現在のオプション価値で除した個数とし、上限は年額350百万円(2008年6月26日開催の第132回定時株主総会決議による)となっております。
 - また、株式報酬に係る費用計上額は、当事業年度に費用計上した額(559百万円)であります。株式報酬については、原則として付与日現在の株価で除した個数とし、上限は年額20億円(2014年6月27日開催の第138回定時株主総会決議による)となっております。
 - 当事業年度に係る取締役の報酬等のうち、賞につきましては、「取締役賞与の支給の件」が本総会に付議され、原案どおりに承認可決された場合には、当該議案に定める賞与の支給額の上限の範囲内で支給されることとなります。賞与は会社業績等(連結売上収益、Core Earnings、EPS等の業績評価指標の達成度等)に基づき役職別に金額を算定し、報酬委員会の答申を踏まえ、本総会后、取締役会において具体的な支給額を決定する予定であります。
 - 監査役の基本報酬の額は、月額15百万円以内(2008年6月26日開催の第132回定時株主総会決議による)であります。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	數 土 文 夫	当事業年度中に開催の取締役会14回(定時取締役会12回、臨時取締役会2回)のうち13回に出席し、経営者としての豊富な経験および知見に基づき議案の審議において必要な発言を適宜行いました。
社外取締役	小 島 順 彦	当事業年度中に開催の取締役会14回(定時取締役会12回、臨時取締役会2回)のうち12回に出席し、経営者としての豊富な経験および知見に基づき議案の審議において必要な発言を適宜行いました。
社外取締役	坂 根 正 弘	当事業年度中に開催の取締役会14回(定時取締役会12回、臨時取締役会2回)のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験および知見に基づき議案の審議において必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	藤 沼 亜 起	当事業年度中に開催の取締役会14回(定時取締役会12回、臨時取締役会2回)のうち12回に出席し、公認会計士としての専門的視点から議案の審議において必要な発言を適宜行いました。また、監査役会30回のうち29回に出席し、活発に意見交換等を行いました。
社外監査役	国 谷 史 朗	当事業年度中に開催の取締役会14回(定時取締役会12回、臨時取締役会2回)のすべてに出席し、弁護士としての専門的視点から議案の審議において必要な発言を適宜行いました。また、監査役会30回のすべてに出席し、活発に意見交換等を行いました。

- (注) 当社は、当社の高血圧症治療剤「プロプレス錠」を用いた医師主導臨床研究の結果等に基づき作成した医療関係者向け広告資料の一部が誇大広告に該当するとして、2015年6月12日に厚生労働省から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく業務改善命令を受けました。社外取締役 數土文夫、小島順彦および坂根正弘ならびに社外監査役 藤沼亜起および国谷史朗は、日頃から取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っており、当該事実判明後も、再発防止に向けた対応策等について意見や提言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 数土文夫、小島順彦および坂根正弘ならびに社外監査役 藤沼亜起および国谷史朗との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	529百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	558百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 46頁から48頁に記載の子会社のうち、日本製薬株式会社、和光純薬工業株式会社および海外に所在する子会社につきましては、有限責任 あずさ監査法人以外の監査法人が計算関係書類の監査を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、「国際会計基準に関する助言」等の業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号所定の解任事由に該当すると判断された場合、または、監査業務停止処分を受ける等当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等を勘案いたしまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(2016年3月31日現在)

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、「ミッション」と「タケダイズム(誠実：公正・正直・不屈)」に基づくPatient-Trust-Reputation-Businessの優先順位を当社グループ全体で共有し、規律のある健全な企業文化の醸成を図っております。

このもとに、当社は、内部統制をリスクマネジメントと一体となって機能するコーポレート・ガバナンスの重要な構成要素として捉え、下記のとおり、内部統制システムの整備を図っております。

① 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 取締役会は、当社グループの経営上の最重要事項(当社グループのバリュー等経営の基本精神に関わる事項、コンプライアンスを含む内部統制方針やリスク管理にかかる事項を含む)にかかる意思決定を行うとともに、業務執行の監視・監督を行う。
- グローバル事業運営体制の強化に向け、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーのもとに、当社グループの各機能を統括するタケダ・エグゼクティブ・チーム(以下「TET」)を設置するとともに、重要案件の審議を行うビジネス・レビュー・コミッティー(一般的な経営案件を所管)、プロダクト・レビュー・コミッティー(研究開発および製品関連案件を所管)(なお、プロダクト・レビュー・コミッティーは、2016年4月1日に、ポートフォリオ・レビュー・コミッティーに改称しました)および監査・リスク・コンプライアンス・コミッティー(内部監査、リスク管理およびコンプライアンス案件を所管)を設置し、各機能間の一層の連携とより迅速で柔軟な業務執行が行われる体制を確保する。
- 当社グループの事業運営体制、意思決定体制およびその運営ルール、その他オペレーション上の重要ルールを取りまとめた「タケダグループの経営管理方針」に基づき、各機能の役割・責任を明確にし、一定の重要事項については、重要性に応じて、当社取締役会を含む意思決定機関への付議・報告を義務づけると同時に、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーおよび各TETメンバーに一定の権限が委譲され、適切なガバナンスの下で意思決定が行われる。また、専門機能の担当業務ごとに、グローバルポリシー等(グローバルポリシーとは、3つ以上のTET組織の従業員に適用されるルールをいう)を整備し、グループ全体を横断的・統一的に管理・監督する。
- 当社グループのリスク管理体制、発生した危機の管理体制および事業継続計画の体系を定めた「グローバルリスク管理ポリシー」、「グローバル危機管理ポリシー」および「タケダグループグローバルBCP(事業継続計画)ポリシー」に基づき、グループで統制のある対応を図るとともに、グループ各社におけるリスク・危機への適切な対応および事業継続が行われる体制の構築を推進する。
- グローバルコンプライアンスおよび所管部門は、グローバルコンプライアンス推進体制のもと「タケダ・グローバル行動規準」のグループ各社への浸透を図るとともに、それを踏まえたグループ各社のコンプライアンス・プログラムの構築・浸透を図る。また、内部通報によるものを含め、当社グループのコンプライアンス関連事案に関しては、定期的に取締役会において報告する。
- グループ内部監査部門は、「グループ内部監査基準」に基づき、グループ各社および当社各部門に対して定期的な内部監査を行う。
- グローバルファイナンス財務統括部は、グループ各社および当社各部門を対象に、各社・各部門の責任者が内部統制の状況を自己診断し、指摘・勧告に応じた改善計画の実行を約束したうえで、その内部統制の適正性について宣誓する「コントロール・セルフ・アセスメント(CSA)プログラム」を実施する。
- 金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制を整備し、その有効かつ効率的な運用および評価を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 取締役会議事録、議決裁書、その他取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規則」に従い、情報類型毎に保存期間・保存方法・保存場所を定め、文書または電磁的記録の方法により閲覧可能な状態で、適切に管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当社の主要なリスク(研究開発、知的財産権、特許権満了等による売上低下、副作用、薬剤費抑制策による価格引き下げ、為替変動、企業買収、カントリーリスク、安定供給、訴訟等)をはじめ、あらゆる損失危険要因について、各部門の責任者は、その担当領域毎に、中期計画・年間計画の策定・実施の中で、計数面および定性面から管理を行うとともに、リスクの程度・内容に応じた対応策・コ

ンティンジェンシープランに基づき回避措置、最小化措置を行う。

- 緊急事態に対する危機管理に関しては、「危機管理規則」により、危機管理責任者、危機管理地区責任者および危機管理委員会を置いて危機管理体制を整備するとともに、事業継続の観点から、「BCPポリシー」に基づいて各部門において事業継続計画を策定する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 「取締役会規程」その他職務権限・意思決定ルールを定める社内規定により、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制を確保する。

⑤取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 当社コンプライアンス・プログラムの基本事項および手続きを定めた「コンプライアンス推進規程」に従い、コンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス推進委員会、コンプライアンス事務局を設置し、全社的なコンプライアンス施策を推進する。
- 当社のコンプライアンスに役員および使用人の声を反映させるとともに、公益通報者の保護に資するための制度である内部通報システムを、コンプライアンスの実践に活用する。

⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役監査規程」に従い、以下のとおりとする。

- 監査役の業務補助および監査役会の事務局として、監査役室を置く。
- 監査役室員の人事に関しては、取締役および監査役の協議により行う。
- 経営の基本的方針・計画に関する事項のほか、子会社および関連会社に関するものを含む重要事項について、取締役は、事前に監査役会に通知する(ただし、該当事項を審議する取締役会その他の会議に監査役が出席したときはこの限りではない)。
- 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく監査役会に報告する。
- 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、社長と協議のうえ、重要な会議に出席する。
- 監査役は、業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または使用人に対しその説明を求めることができる。
- 監査役は、各部門を調査するとともに、取締役の職務の執行を監査するために必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求め、またその業務および財産の状況を調査する。
- 監査役は、グループ内部監査部門および会計監査人との連絡を密にし、その監査結果を活用して監査効率の向上を図る。
- 監査役は、職務執行のために必要な費用を当社に請求することとし、そのための予算を毎年提出する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当期において、上記(1)に記載した体制の適切な運用に努めました。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりであります。

【経営トップの取り組み】

- 社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーをはじめとする経営陣幹部が、社内ホームページへのメッセージ掲載やグローバルでのタウンホールミーティングの開催等を通じて、当社グループの全従業員に対し、「タケダイズム(誠実：公正・正直・不屈)」に基づくPatient-Trust-Reputation-Businessの優先順位の浸透を図り、また、コンプライアンスの重要性を訴えかけました。

【取締役会の状況】

- 当期において取締役会を14回開催し、当社グループの経営上の重要事項につき決議・報告を行い、取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会では、業務執行を行っていない取締役会長が議長を務め、独立性の高い社外取締役(3名)および社外監査役(2名)を含む取締役および監査役がそれぞれの見地から必要な発言を適宜行っております。
- 当期において、取締役会の実効性評価を行いました。実効性評価は、第三者機関を起用し、取締役、監査役全員を対象に個別にアンケートおよびインタビューを実施するなど、個々の意見を求めやすい方法で実施しました。評価結果については、取締役会メンバーにて議論を行い、当社取締役会の強みに関する理解を深め、当社取締役会の機能向上を図る機会とし、また企業価値の向上のための

経営戦略上の優先度について共有しました。

また、今回の評価結果としては、当社取締役会は実効性があると結論付けております。

【当社グループの内部統制体制の整備に関する取り組み】

- 「タケダグループの経営管理方針」や社内規程を適時に整備するとともに、これらに基づき、当社グループにおける重要案件について、その内容及び重要性に応じ、取締役会、ビジネス・レビュー・コミッティー、プロダクト・レビュー・コミッティー、監査・リスク・コンプライアンス・コミッティー等の意思決定機関において決裁を図っております。
- 上記のうち、監査・リスク・コンプライアンス・コミッティーは、内部監査、リスク管理およびコンプライアンスのそれぞれを所管する内部監査委員会、リスクマネジメント委員会およびグローバル・コンプライアンス・コミッティーを下部に置き、これら下部の会議体の活動に関する中期計画・年間計画および当該会議体の重要な施策につき審議・決裁を行うとともに、これら会議体の活動状況・活動結果につき定期的に報告を受けました。
- 上記意思決定機関の決裁事項以外の案件については、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーおよび各機能の代表者であるTETメンバーに権限委譲を図っており、この範囲についても、迅速かつ適切な意思決定が図られるよう承認ルールを整備しました。さらに、社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサーとTETメンバーからなるTETミーティングを適時に開催して、重要案件の審議や情報共有を行っております。
- グループ内部監査部門は、グループ各社および当社各部門に対して内部監査を実施し、また、グローバルファイナンス財務統括部は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度の対象となる子会社および当社各部門に対して財務報告に係る統制活動の運用状況を検証しました。

【コンプライアンスに関する取り組み】

- グローバルにコンプライアンス強化月間を設け、グループ全社をあげて、なお一層のコンプライアンスの徹底のための取り組みを推進しました。また、当社においては、「タケダ・グローバル行動規準(日本版)」の浸透を図るため、E-Learningを実施しました。
- グローバル調査ポリシーおよびグローバル・コンプライアンス事案報告・対応ルールを整備するとともに、グローバルに内部通報システムを導入しました。
- 当社グループのコンプライアンス関連事案に関しては定期的に、または、適時に取締役会や経営トップに報告を行いました。
- 当社は、当社の高血圧症治療剤「プロプレス錠」を用いた医師主導臨床研究の結果等に基づき作成した医療関係者向けの広告資料の一部が誇大広告に該当するとして、当期において、厚生労働省から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく業務改善命令を受けました。当社では、「武田薬品医療用医薬品製品情報概要審査会」において医療関係者向けの広告資料の記載内容を審査しておりますが、業務改善命令に沿って、外部有識者に参画いただくなど同審査会の体制強化を図るとともに、審査対象広告等の拡大、審査対象広告等の事前確認体制の整備等、同審査会の機能強化を図りました。

【リスク管理に関する取り組み】

- 危機発生時の危機管理体制を定める「グローバル危機管理ポリシー」につき、2015年4月から実施したグローバル組織体制に整合するよう整備するとともに、当社グループのリスクを適切に管理するため、「グローバルリスク管理ポリシー」を新たに制定しました。
- サイバーセキュリティや情報リスクマネジメントのあり方について取締役会において議論を行いました。
- サイバー犯罪等の具体的な危機発生時を想定し、これらへの対応を適切にとるための演習を実施しました。

【監査役監査に関する取り組み】

- 監査役監査規程に基づく運営がなされており、当期において監査役会を30回開催し、取締役会の審議事項や監査活動等について情報共有や意見交換等を行いました。また、各監査役は、取締役会の審議等の場面において取締役の業務執行について積極的に意見を述べました。
- 第138期にかかる監査所見と当事業年度の監査方針・監査計画について、取締役会に報告して、取締役との意見交換を図りました。

【事業報告 注記】

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結純損益計算書

(2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	(ご参考) 前期金額
売上収益	1,807,378	1,777,824
売上原価	△ 535,405	△ 520,990
売上総利益	1,271,972	1,256,834
販売費及び一般管理費	△ 650,773	△ 612,613
研究開発費	△ 345,927	△ 382,096
製品に係る無形資産償却費 及び減損損失	△ 125,140	△ 176,402
その他の営業収益	25,081	107,181
その他の営業費用	△ 44,386	△ 322,158
営業利益	130,828	△ 129,254
金融収益	21,645	15,357
金融費用	△ 31,931	△ 32,878
持分法による投資利益	△ 3	1,337
税引前当期利益	120,539	△ 145,437
法人所得税費用	△ 37,059	2,403
当期利益	83,480	△ 143,034
当期利益の帰属		
親会社の所有者持分	80,166	△ 145,775
非支配持分	3,313	2,741
合計	83,480	△ 143,034

(ご参考)連結純損益及びその他の包括利益計算書

(2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	(ご参考) 前期金額
当期利益	83,480	△ 143,034
その他の包括利益		
純損益に振り替えられる ことのない項目	△ 18,140	△ 4,532
確定給付制度の再測定	△ 18,140	△ 4,532
純損益にその後振り替え られる可能性のある項目	△ 104,942	△ 33,293
在外営業活動体の 換算差額	△ 85,772	△ 47,559
売却可能金融資産の 公正価値の変動	△ 17,303	15,040
キャッシュ・フロー・ヘッジ	△ 1,867	△ 774
その他の包括利益合計	△ 123,082	△ 37,826
当期包括利益合計	△ 39,602	△ 180,860
当期包括利益の帰属		
親会社の所有者持分	△ 40,334	△ 186,618
非支配持分	732	5,759
合計	△ 39,602	△ 180,860

(注) 連結純損益及びその他の包括利益計算書については、会社法における連結計算書類には含まれておりませんが、参考資料として表示しております。

連結財政状態計算書(2016年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	(ご参考) 前期金額
資産		
非流動資産		
有形固定資産	551,916	526,162
のれん	779,316	821,911
無形資産	743,128	939,381
投資不動産	26,626	30,218
持分法で会計処理されている投資	10,016	10,425
その他の金融資産	149,548	241,323
その他の非流動資産	18,975	52,192
繰延税金資産	170,773	154,506
非流動資産合計	2,450,298	2,776,120
流動資産		
棚卸資産	254,010	262,354
売上債権及びその他の債権	415,379	444,681
その他の金融資産	108,600	61,275
未収法人所得税等	15,192	22,148
その他の流動資産	64,145	63,225
現金及び現金同等物	451,426	652,148
(小計)	1,308,752	1,505,830
売却目的で保有する資産	65,035	14,243
流動資産合計	1,373,787	1,520,072
資産合計	3,824,085	4,296,192

科目	金額	(ご参考) 前期金額
負債		
非流動負債		
社債及び借入金	539,760	629,416
その他の金融負債	102,120	70,105
退職給付に係る負債	84,867	91,686
引当金	34,421	47,075
その他の非流動負債	71,032	78,778
繰延税金負債	123,469	156,132
非流動負債合計	955,668	1,073,191
流動負債		
社債及び借入金	228,464	99,965
仕入債務及びその他の債務	191,089	170,782
その他の金融負債	37,168	42,105
未払法人所得税	43,133	41,071
引当金	115,341	418,587
その他の流動負債	226,899	238,469
(小計)	842,094	1,010,978
売却目的で保有する 資産に直接関連する負債	15,119	5,846
流動負債合計	857,213	1,016,824
負債合計	1,812,882	2,090,016
資本		
資本金	64,766	64,044
資本剰余金	68,829	59,575
自己株式	△ 35,974	△ 18,203
利益剰余金	1,523,127	1,601,326
その他の資本の構成要素	327,944	430,305
親会社の所有者に帰属する持分	1,948,692	2,137,047
非支配持分	62,511	69,129
資本合計	2,011,203	2,206,176
負債及び資本合計	3,824,085	4,296,192

連結持分変動計算書(2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					在外営業活動体の 換算差額	売却可能金融資産 の公正価値の変動
2015年4月1日残高	64,044	59,575	△ 18,203	1,601,326	355,692	75,685
当期利益				80,166		
その他の包括利益					△ 83,331	△ 17,162
当期包括利益	—	—	—	80,166	△ 83,331	△ 17,162
新株の発行	722	722				
自己株式の取得			△ 22,346			
自己株式の処分		1	3			
配当				△ 141,585		
持分変動に伴う増減額				1,359		
その他の資本の構成要素 からの振替				△ 18,140		
株式報酬取引		8,531	4,573			
所有者との取引額合計	722	9,254	△ 17,771	△ 158,366	—	—
2016年3月31日残高	64,766	68,829	△ 35,974	1,523,127	272,361	58,523

	親会社の所有者に帰属する持分					
	その他の資本の構成要素			合計	非支配持分	資本合計
	キャッシュ・フロー・ ヘッジ	確定給付制度の 再測定	合計			
2015年4月1日残高	△ 1,073	—	430,305	2,137,047	69,129	2,206,176
当期利益			—	80,166	3,313	83,480
その他の包括利益	△ 1,867	△ 18,140	△ 120,501	△ 120,501	△ 2,581	△ 123,082
当期包括利益	△ 1,867	△ 18,140	△ 120,501	△ 40,334	732	△ 39,602
新株の発行			—	1,444		1,444
自己株式の取得			—	△ 22,346		△ 22,346
自己株式の処分			—	3		3
配当			—	△ 141,585	△ 1,868	△ 143,453
持分変動に伴う増減額			—	1,359	△ 5,481	△ 4,122
その他の資本の構成要素 からの振替		18,140	18,140	—		—
株式報酬取引			—	13,104		13,104
所有者との取引額合計	—	18,140	18,140	△ 148,021	△ 7,350	△ 155,371
2016年3月31日残高	△ 2,940	—	327,944	1,948,692	62,511	2,011,203

貸借対照表(単体) (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	(ご参考) 前期金額
流動資産	781,634	814,411
現金及び預金	242,072	210,200
受取手形	1,551	1,658
売掛金	163,172	179,394
有価証券	—	105,000
商品及び製品	57,950	57,006
仕掛品	36,428	39,196
原材料及び貯蔵品	22,936	26,321
繰延税金資産	130,600	146,949
未収法人税等	6,148	16,295
その他	121,083	33,257
貸倒引当金	△ 306	△ 866
固定資産	1,917,821	1,776,773
有形固定資産	245,377	253,833
建物及び構築物	150,151	160,578
機械及び装置	34,925	42,807
車両運搬具	26	37
工具、器具及び備品	3,288	3,839
土地	35,863	37,695
リース資産	5,159	5,672
建設仮勘定	15,964	3,206
無形固定資産	38,035	38,806
投資その他の資産	1,634,409	1,484,134
投資有価証券	99,417	117,476
関係会社株式	1,192,752	1,263,801
関係会社出資金	293,319	48,155
長期預け金	14,265	14,082
関係会社長期貸付金	15,569	15,989
前払年金費用	19,358	18,368
その他	1,754	6,269
貸倒引当金	△ 2,025	△ 6
資産の部合計	2,699,455	2,591,184

科目	金額	(ご参考) 前期金額
流動負債	529,032	478,099
買掛金	69,113	63,350
未払金	78,550	62,554
未払費用	85,759	44,873
預り金	72,583	66,992
1年内償還予定の社債	179,400	70,000
1年内返済予定の長期借入金	—	30,000
賞与引当金	21,852	17,393
株式給付引当金	712	387
役員賞与引当金	510	450
アクトス訴訟填補引当金	1,330	103,840
その他の引当金	7,299	7,298
その他	11,925	10,961
固定負債	598,224	635,231
社債	180,000	359,400
長期借入金	360,000	210,000
繰延税金負債	573	1,000
退職給付引当金	3,721	3,674
スモン訴訟填補引当金	1,501	1,606
株式給付引当金	1,193	403
アクトス訴訟填補引当金	6,878	11,565
資産除去債務	4,086	4,346
長期前受収益	33,984	36,256
その他	6,289	6,982
負債の部合計	1,127,256	1,113,330
株主資本	1,517,591	1,413,077
資本金	64,766	64,044
資本剰余金	50,864	50,142
資本準備金	50,863	50,141
その他資本剰余金	1	0
利益剰余金	1,437,921	1,317,080
利益準備金	15,885	15,885
その他利益剰余金	1,422,036	1,301,195
退職給与積立金	5,000	5,000
配当準備積立金	11,000	11,000
研究開発積立金	2,400	2,400
設備更新積立金	1,054	1,054
輸出振興積立金	434	434
特別償却積立金	72	121
固定資産圧縮積立金	37,164	40,680
別途積立金	814,500	814,500
繰越利益剰余金	550,412	426,006
自己株式	△ 35,961	△ 18,189
評価・換算差額等	52,711	62,888
その他有価証券評価差額金	52,948	63,186
繰延ヘッジ損益	△ 236	△ 298
新株予約権	1,896	1,889
純資産の部合計	1,572,199	1,477,854
負債及び純資産の部合計	2,699,455	2,591,184

損益計算書(単体)

(2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	(ご参考) 前期金額
売上高	776,998	776,222
売上原価	327,037	290,992
売上総利益	449,961	485,230
販売費及び一般管理費	355,729	375,164
営業利益	94,232	110,066
営業外収益	217,971	142,958
受取利息及び配当金	205,710	123,749
その他	12,260	19,209
営業外費用	19,308	13,515
支払利息	3,760	3,935
その他	15,548	9,580
経常利益	292,895	239,509
特別利益	9,595	18,061
投資有価証券売却益	7,689	436
関係会社株式売却益	1,906	—
固定資産売却益	—	17,625
特別損失	13,375	136,578
事業構造再編費用	1,869	2,829
減損損失	5,235	9,692
関係会社投資評価損	733	8,651
アクトス訴訟填補引当金繰入	1,262	115,405
解約違約金	4,275	—
税引前当期純利益	289,115	120,992
法人税、住民税及び事業税	3,443	△ 8,438
法人税等調整額	22,649	68,717
当期純利益	263,023	60,714

株主資本等変動計算書(単体)(2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本								評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益			評価・換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	(※)その他 利益剰余金	利益剰余金 合計							
2015年4月1日残高	64,044	50,141	0	50,142	15,885	1,301,195	1,317,080	△ 18,189	1,413,077	63,186	△ 298	62,888	1,889	1,477,854
当期中の変動額														
新株の発行(新株予約権の行使)	722	722		722			—		1,444					1,444
剰余金の配当						△ 142,182	△ 142,182		△ 142,182					△ 142,182
特別償却積立金の取崩							—		—					—
固定資産圧縮積立金の取崩							—		—					—
当期純利益						263,023	263,023		263,023					263,023
自己株式の取得							—	△ 22,347	△ 22,347					△ 22,347
自己株式の処分			1	1			—	4,575	4,576					4,576
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)							—		—	△ 10,239	62	△ 10,176	7	△ 10,169
当期中の変動額合計	722	722	1	722	—	120,842	120,842	△ 17,772	104,514	△ 10,239	62	△ 10,176	7	94,345
2016年3月31日残高	64,766	50,863	1	50,864	15,885	1,422,036	1,437,921	△ 35,961	1,517,591	52,948	△ 236	52,711	1,896	1,572,199

(※)その他利益剰余金の内訳

	退職給与 積立金	配当準備 積立金	研究開発 積立金	設備更新 積立金	輸出振興 積立金	特別償却 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計
2015年4月1日残高	5,000	11,000	2,400	1,054	434	121	40,680	814,500	426,006	1,301,195
当期中の変動額										
新株の発行(新株予約権の行使)										—
剰余金の配当									△ 142,182	△ 142,182
特別償却積立金の取崩						△ 49			49	—
固定資産圧縮積立金の取崩							△ 3,516		3,516	—
当期純利益									263,023	263,023
自己株式の取得										—
自己株式の処分										—
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)										—
当期中の変動額合計	—	—	—	—	—	△ 49	△ 3,516	—	124,406	120,842
2016年3月31日残高	5,000	11,000	2,400	1,054	434	72	37,164	814,500	550,412	1,422,036

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2016年5月6日

武田薬品工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小堀	孝一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千田	健悟 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田	直弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、武田薬品工業株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結純損益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、武田薬品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2016年4月1日にTeva Pharmaceutical Industries Ltd. (以下「テバ社」)の連結子会社へ特許期間及び再審査期間が満了した医療用医薬品事業を会社分割（吸収分割）により承継し、承継会社をテバ社と会社の合併会社として設立した。
2. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2016年4月26日に多額な資金の借入を実行した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2016年5月6日

武田薬品工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小堀	孝一 ①
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千田	健悟 ①
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田	直弘 ①

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、武田薬品工業株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2016年4月1日にTeva Pharmaceutical Industries Ltd. (以下「テバ社」)の連結子会社へ特許期間及び再審査期間が満了した医療用医薬品事業を会社分割(吸収分割)により承継し、承継会社をテバ社と会社の合弁会社として設立した。
2. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社はジャパンコンシューマーヘルスケアビジネスユニット事業の分社化に向けて2016年4月15日に武田コンシューマーヘルスケア株式会社を設立した。
3. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2016年4月26日に多額な資金の借入を実行した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人 有限責任あずさ監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、使用人等および内部監査部門と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な審議・報告資料等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、統括する取締役等に対し事業の報告を求め、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図るとともに、必要に応じて子会社に赴き、事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関しては、事業報告に記載のとおり、当社は、高血圧症治療剤「プロプレス錠」を用いた医師主導型臨床研究の結果等に基づき作成した医療関係者向け広告資料の一部が誇大広告に該当すると、当期において、厚生労働省から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく業務改善命令を受けました。これを除いて、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務執行については、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。厚生労働省からの業務改善命令については、当社は、これを真摯に受け止め、改善計画に沿って再発防止策の徹底を図りました。また、監査役会としましても、今後も改善状況の継続監視を行うとともに、コンプライアンスの徹底も含めた内部統制の強化が図られるよう注視してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2016年5月9日

武田薬品工業株式会社 監査役会

常勤監査役	武田直久	Ⓔ
常勤監査役	山中康彦	Ⓔ
監査役	藤沼亜起	Ⓔ
監査役	国谷史朗	Ⓔ

(注) 監査役 藤沼亜起および国谷史朗は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

TOPICS 1 女性活躍・ダイバーシティ推進に向けた取り組みについて

昨年11月に、厚生労働大臣より「プラチナくるみん」の認定を受けました。「プラチナくるみん」の認定は、従業員の子育てをサポートする企業が受けられる「くるみん」の認定を受けた企業のうち、より高水準の取り組みを行った企業が受けられるものです。当社は、製薬企業として初めての「プラチナくるみん」認定企業となりました。本年4月に施行された女性活躍推進法に基づき、当社では3つの目標*を掲げています。

3月15日には女性幹部社員による社内ネットワークである「はなみずき」が中心となり、ウェバー社長CEOなど幹部の

サポートのもと、Takeda Women's Dayが開催されました。この会は従業員一人ひとりがダイバーシティ(多様性)をより深く理解することを目的として開催され、当日は大阪本社、東京本社、湘南研究所、大阪工場、光工場等の全国の事業所をテレビ会議でつなぎ、ウェバー社長CEOやセケイラUS ビジネスユニットプレジデントをはじめ、男性社員を含む従業員約2,500名が出席しました。ダイバーシティの推進には、性別・年齢・職位などに関わらず、全員がその重要性を理解し、お互いを認め尊重し合うことが必要であり、今後もこのような取り組みを進めていきます。



Takeda Women's Day
(セケイラUS ビジネスユニットプレジデントと女性従業員)

※当社では積極的にダイバーシティに取り組んでおり、新たなKPI(重要業績評価指標)を設定しました。2016年度から2018年度を計画・実施期間として取り組んでいきます。

指 標	目 標	
新任女性幹部社員の割合	30%	2016年度
入社10年までの社員の離職率(女性/男性)	同じ割合	2018年度
幹部社員に昇進するまでの期間	経験年数が8年内の 新任幹部昇進を10%に	2016年度

TOPICS 3 新薬の発売について

昨年12月に米国で販売を開始した、多発性骨髄腫に対する週1回投与の経口剤である「NINLARO®」は、患者さんに対する有効性、安全性、利便性から継続的な治療を可能にする画期的な治療薬であり、当社事業の持続的成長において極めて重要なグローバル製品として期待されています。

国内では、昨年11月、多発性硬化症治療剤「コパキソン®皮下注20mgシリンジ」を発売しました。コパキソンは、イスラエルの

テバ社が創製した薬剤であり、多発性硬化症領域において世界で最も汎用されている薬剤の一つです。日本では、厚生労働省より「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬」として開発要請を受け、当社がテバ社とのライセンス契約に基づき製造承認を取得した医薬品です。また、昨年12月、前立腺がん・閉経前乳がん治療剤「リユープリン®PRO注射用キット22.5mg」を発売いたしました。リユープリン1ヶ月製剤、3ヶ月製剤に加え、6ヶ月製剤が

当社は、世界レベルのイノベーションを実現し、患者さんのアンメットメディカルニーズに応える医薬品を提供するため、オープンイノベーションの推進に取り組んでいます。昨年12月、京都大学iPS細胞研究所(CiRA:サイラ)と当社の、iPS細胞技術の臨床応用に向けた共同研究において、心不全、糖尿病、神経変性疾患、難治性筋疾患など6つの疾患領域で研究を開始しました。iPS細胞技術の応用は、創薬研究、細胞治療、薬物安全性評価など多岐にわたり、医療の未来に画期的な変革をもたらす可能性があります。

また、昨年12月にCour社とグルテンに対する自己免疫疾患であるセリアック病等の消化器疾患に対する治療薬の共同開発、本年1月にはEnterome社と消化器系疾患領域における腸内細菌を標的とした治療薬創出に関する共同研究開発の契約を締結しました。技術基盤の強化に向けた取り組みも進め



ており、NsGene社のパーキンソン病に関するカプセル化細胞治療薬の共同研究や、enGene社の遺伝子導入基盤技術などを活用した消化器系疾患に関する新規治療法開発に向けた提携の契約も締結しました。

当社は、オープンイノベーションの推進を通じて、患者さんに革新的な医療をお届けできるように努めます。



T-CiRA記者会見

発売されたことにより、国内における前立腺がん・閉経前乳がん患者さんの治療オプションが拡充され、一人ひとりのライフスタイルに応じた最適な薬物治療の実施が可能となります。

当社は、今後も、日本を含む世界中の患者さんや医療関係者から待ち望まれている革新的な新薬や、利便性向上に貢献する治療オプションをお届けし、さらなる企業価値の向上に努めます。



コパキソン®



リスペリン®

■ 株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 毎年6月

基準日 定時株主総会 毎年3月31日
期末配当金 毎年3月31日
中間配当金 毎年9月30日

単元株式数 100株

公告の方法 電子公告
http://www.takeda.co.jp/investor-information/koukoku/index.htmlに掲載します。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

■ WEBサイトのご案内

http://www.takeda.co.jp/

武田薬品に関する情報はホームページでもご覧になれます



研究開発活動の詳細につきましても上記ホームページに掲載しております。

株式事務に関するご案内

株主名簿管理人・特別口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先 〒541-8502
大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪証券代行部

0120-094-777 (通話料無料)

(受付時間 9:00~17:00 土日祝日を除く)

- ◆住所変更等の各種手続きについては、口座を開設されている証券会社等にお問合せください。
- ◆支払期間経過後の配当金および特別口座に記録された株式に関するお手続きについては上記三菱UFJ信託銀行にお問合せください。

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使について

電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

(2) 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合もあります。

(3) インターネットによる議決権行使は、**2016年6月28日(火曜日)の午後5時30分まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。



2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金、通信料等は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

【機関投資家の皆様へ】

議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

以上



株主総会会場ご案内図

日時 2016年6月29日(水曜日)
午前10時(受付開始/午前8時50分(予定))

場所 大阪府立体育会館
(エディオンアリーナ大阪) 第一競技場
大阪市浪速区難波中三丁目4番36号

※ 開会時刻間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場ください。

※ 本会場が満席となった場合は、第2会場をご案内させていただきますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。



交通のご案内

地下鉄 なんば駅

御堂筋線・千日前線
南改札を出て **5番出口** から
徒歩約**5分**

四つ橋線
南改札を出て **32番出口** から
徒歩約**7分**

南海電鉄 なんば駅

南出口から徒歩約**4分**

お願い お車でのご来場はご遠慮願います。



○ 株主総会当日は些少なからずお土産をご用意しておりますが、ご提出の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご来場の株主様一人につき1個とさせていただきます。

武田薬品工業株式会社